

犯罪被害者等支援に関する施策の取組状況（犯罪被害者等支援実施計画進捗状況）

施策の柱Ⅰ 総合的支援体制の整備・充実

1 総合的支援体制の強化

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
1	県、警察、市町村、民間支援団体のほか、医療機関や保健福祉機関、弁護士等、犯罪被害者等支援に携わる全ての関係機関・団体と連携したコーディネート機能の強化を図り、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する多機関ワンストップ体制（※）の構築を推進します。 また、県が中心となり、市町村を含めた関係機関・団体で構成する「支援調整会議（仮称）」を設置し、個別の犯罪被害者等のニーズに合わせた各種支援や中長期的なプランの検討などを行います。 （※多機関ワンストップ体制とは、犯罪被害者等が、支援に携わる機関・団体のいずれかに相談や問合せを行えば、県が設置する対応窓口で情報が集約され、関係する機関・団体が一体となって必要な支援を積極的に提示・提供する体制をいう。	復興防災部	多機関ワンストップ体制の構築のため、関係機関・市町村の担当者を対象に、支援調整会議のシミュレーション訓練を含めた実践的な研修会を開催しました。 （開催：1回、参加者：37人） 支援調整会議を開催し、支援計画を作成した上、多機関連携による支援を行いました。（会議開催：3回）	関係機関、コーディネーターと連携の上、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供します。 多機関ワンストップ体制の構築のため、関係機関・市町村の担当者を対象とした研修会を開催します。
		警察本部	県や関係機関と連携のうえ、対象事件発生時には迅速に情報共有等を図り、関係機関による中長期的な支援計画の策定に当たりました。	引き続き、関係機関と緊密に連携し、対象事件発生時の迅速な情報共有等を図り、多機関ワンストップの一層の浸透、被害者ニーズに即した支援計画策定に努めます。
2	都道府県や市町村を跨いだ支援が必要となる場合など、支援に関する相談対応、情報提供や助言を行うことが出来るよう、県、警察、民間支援団体、県内各市町村、関係都道府県と相互に連携・協力して支援を行うための情報共有を行います。	復興防災部	県、警察、いわて被害者支援センターの間では定期的に会議を行い、犯罪被害者等の支援に関する情報共有を行ったほか、市町村に対しては、随時必要な情報提供を行いました。	都道府県間を跨ぐ事案等が発生した場合には、被害直後から、支援を途切れなく実施するため、県、警察、民間支援団体、県内各市町村、関係都道府県と相互に連携・協力して支援を行うための情報共有を行います。
3	県警察・警察署レベルで設置している県、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする犯罪被害者等支援連絡会及び犯罪被害者支援地域ネットワークについて、市町村の参加を促す等、メンバー間の連携の強化を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ります。	復興防災部	犯罪被害者等支援連絡会の様子を市町村にオンラインで配信し、具体的な対応力の向上を図りました。	犯罪被害者等支援連絡会の様子を市町村にオンラインで配信し、関係機関の発表や警察庁の講演を共有することにより、具体的な対応力の向上を図ります。
		警察本部	連絡会全体会を開催し、関係機関・団体との情報共有を図るとともに、多機関連携の必要性・重要性の一層の浸透を図りました。 警察署単位のネットワークについては、市町村のほか、関係機関等へ働き掛け、会議開催に努めるとともに、情報共有・意思疎通を図りました。	引き続き、連絡会全体会や各警察署単位のネットワーク会議を開催し、関係機関・団体との連携強化、対応力向上を図ります。
4	学校警察連絡協議会により、学校と警察との連携を図るほか、市町村及び県立学校における生徒指導担当者会議での研究協議などを通じて、児童生徒間のトラブルに適切に対応するための資質・能力向上を図ります。また、教育委員会と学校が連携して対応に当たるほか、学校、警察署、児童相談所等によるサポートチームを結成するなど、地域における支援システムづくりを促進します。	保健福祉部	実績なし	事案が発生した場合には適宜対応
		教育委員会	実績なし	・学校警察連絡協議会において、県教育委員会が講師を務め、県内の生徒指導上の課題について講義・演習を行います。 ・高等学校生徒指導連絡協議会を開催し、児童生徒間のトラブルに適切に対応するための資質・能力向上を図ります。
		警察本部	各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を行いました。	引き続き、関係機関・団体と連携し、必要に応じてサポートチームを結成するなど、各機関の役割分担、対応強化を図ります。
5	児童虐待や配偶者からの暴力の被害者等の保護について、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター、警察、民間支援団体等の一層の連携を図ります。	復興防災部	「はまなすサポート」や市町村等による支援の充実のため、医療機関、福祉関係機関、市町村等を対象とした「はまなすサポート研修会」を開催しました。 （開催回数：1回 参加者：26人）	「はまなすサポート」や市町村等による支援の充実のため、医療機関、福祉関係機関、市町村等を対象とした研修会を開催することにより、関係機関の一層の連携を図ります。
		保健福祉部	11月26日 児童虐待事案を想定した現場対応合同訓練及び連絡会議 12月19日 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会	県警と児相の合同訓練、連絡協議会実施予定 岩手県困難な問題を抱える女性への支援等連絡協議会開催予定
		警察本部	関係機関と連携し、被害者等の安全確保を第一に各種対応を実施しました。 「岩手県困難な問題を抱える女性等支援連絡会議」等の関係会議に出席し、関係機関との連携を図りました。	児童相談所との情報共有のあり方を見直し、より速やかな情報共有を図り、児童の安全確保に資するよう努めます。 引き続き、関係機関と一層の連携を図り、被害者等の安全確保を第一に対応します。

6	性犯罪・性暴力被害者支援における産婦人科の協力医療機関との連携強化を図り、被害が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進します。 また、精神科、泌尿器科や小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。	復興防災部	「はまなすサポート研修会」を開催し、協力医療機関、各地区保健福祉環境センター等との連携を図り、被害者等が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進しました。 （開催回数：1回 出席者：26人）	「はまなすサポート研修会」を開催するなどして、産婦人科・精神科の協力医療機関との連携を強化するとともに、泌尿器科、小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。
		警察本部	産婦人科医会と構築しているネットワークにおいて、被害者が安心して受診できるよう連携して対応しています。	引き続き、医療機関との連携強化を図るとともに、男性被害者の受診が可能な医療機関との連携体制の構築を図ります。

2 相談及び情報の共有

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
7	総合的対応窓口において、犯罪被害者等からの相談等に応じて、庁内担当部局や適切な専門機関・団体等と連携するため情報提供を行うほか、連絡調整を行い支援します。	復興防災部	犯罪被害者等のニーズに応じて、庁内担当部局と情報共有し、必要な支援について連絡調整を行いました。	引き続き、適時適切に情報共有を行い、連絡調整した上で支援にあたります。
8	広報用ポスター、リーフレット等を配布し、相談窓口等の情報提供に努めるほか、セミナー、フォーラム等の開催、広報誌等を活用して情報提供を行います。	復興防災部	小学校高学年、中学生を対象としたカード型リーフレットを作成し、保護者用チラシと併せて県教育委員会を通じて配布しました。（小学生向けカード：12,070枚、中学生向けカード：12,220枚） 県ホームページにより、各相談窓口を掲載し、情報提供を行いました。	引き続き、小学生、中学生を対象としたカード型リーフレットを配布します。 いわて被害者支援センターが開催する「犯罪被害者支援のつどい」に協力します。
		警察本部	ポスター掲示、機会あるごとのチラシ配布等により、相談窓口等の周知を図りました。 また、県警察ホームページに各種相談窓口等を掲載して情報提供を行いました。	引き続き、チラシやリーフレット配布による情報提供、県警察ホームページ上の情報提供により、相談窓口等の周知を図ります。
9	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、相談員が犯罪被害者のニーズに沿った電話、メール、面接による相談対応、裁判関連や自宅等への訪問支援、弁護士法律相談への付添い支援等の直接支援を行います。	復興防災部	「はまなすサポートセンター」において、犯罪被害者等のニーズに沿った相談対応と、関係機関と連携した直接支援を行いました。 （相談件数：196件 直接支援：11件）	「はまなすサポートセンター」において、犯罪被害者等のニーズに沿った相談対応と、関係機関と連携した直接支援を行います。
		警察本部	相談対応や付添い支援等、犯罪被害者等のニーズに寄り添った各種支援活動を実施しました。	引き続き、関係機関等と連携のうえ、相談対応や付添い支援等、犯罪被害者のニーズにより添った各種支援活動を実施します。
10	医療機関等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実強化するとともに、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する適切な情報提供を促進します。	復興防災部	「はまなすサポート研修会」を開催し、協力医療機関、各地区保健福祉環境センター等との連携を図り、被害者等が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進しました。 （開催回数：1回 出席者：26人）	「はまなすサポート研修会」を開催するなどして、産婦人科・精神科の協力医療機関との連携を強化するとともに、泌尿器科、小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。
11	○ 警察安全相談専用電話「＃9110」や性犯罪被害相談電話「＃8103」等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、県又は警察署の犯罪被害者等支援連絡会等、ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮します。 ○ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進します。	警察本部	必要に応じて被害状況を管轄警察署に情報提供するなど、適切な相談対応に努めました。 また、性犯罪被害相談に関しては、可能な限り被害者が希望する性別の捜査員が対応するなど、心情に配慮した丁寧な対応に努めました。	引き続き、被害者の心情に配慮した丁寧な相談対応に努めます。
12	「被害者の手引」において、各種制度による保護・支援や被害の回復についての情報を掲載するなど、内容の充実を図り、犯罪被害者等だけでなく、犯罪被害者等支援のための制度の説明や関係機関・団体との連携を推進する上で有効に活用します。	警察本部	対象事件の犯罪被害者等に対し、確実な手引の交付に努め、犯罪被害者等に対する各種支援制度の周知を図りました。	引き続き、犯罪被害者等が求める支援を確実に提供するため、関係機関等と情報共有のうえ、必要に応じて内容の見直しを図ります。

13	自殺対策特設サイト「こころに寄り添いいのちを守るいわて」において、心の悩み、健康・病気の悩み、犯罪・安全の悩み等に係る電話相談、SNS相談の窓口に関する情報提供を行います。	保健福祉部	関係機関・団体に掲載内容を確認し、自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載しました。	関係機関・団体に掲載内容を確認し、自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載します。（令和8年8月までに更新予定）
14	犯罪被害者が保険診療を求めた場合、保険給付を受けることが可能であることの周知を図ります。	復興防災部	実績なし	研修会等の機会を通じて、関係団体、医療機関等に対して周知を図ります。
		保健福祉部	関係国通知について、県内保険者・関係機関等へ周知しました。 国保保険者への助言指導監督において、小冊子やホームページ等を活用した広報を行っているか確認し、必要に応じて助言等を行いました。	関係国通知について、県内保険者・関係機関等へ周知します。 国保保険者への助言指導監督において、小冊子やホームページ等を活用した広報を行っているか確認し、必要に応じて助言等を行います。
15	民間支援団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行います。	警察本部	同センターと連携し、犯罪被害者等のニーズの把握に努めましたが、自助グループに関する要望はありませんでした。	引き続き、いわて被害者支援センターと連携、情報共有して被害者ニーズの的確な把握に努めます。
16	犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ホームページ等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなど、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になり得るような情報提供に努めます。	警察本部	ホームページ上に身近な犯罪の発生状況等を掲載して注意喚起を図ったほか、びかぼメールによるタイムリーな情報発信で県民への情報提供を実施しました。	引き続き、ホームページ上に身近な犯罪の発生状況等を掲載して注意喚起を図るほか、びかぼメールによるタイムリーな情報発信で県民への情報提供を実施します。
17	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。	復興防災部	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復を図るため必要な支援を実施しました。	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復を図るため必要な支援を実施します。
		保健福祉部	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行った。	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行います。
		医療局	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をしました。	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をします。
		警察本部	個人情報の取扱いに留意しながら関係機関・団体と緊密に連携し、被害者の負担軽減等のための各種支援を実施しました。	引き続き、関係機関・団体と連携の上、被害者の負担軽減と早期回復に向け、被害者に寄り添った支援を推進します。
18	性犯罪被害相談電話につながる全国共通電話番号「＃8891」に関する広報、性犯罪・性暴力被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪・性暴力被害者が必要な支援の情報を適切に入手できるように努めます。また、事件化を望まない性犯罪・性暴力被害者に対しても、当該被害者の同意を得た上で連絡先や相談内容等をいわて被害者支援センターに提供するなど、性犯罪・性暴力被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるように一層努めます。	復興防災部	県ホームページへの掲載のほか、チラシ・リーフレット等の配布により、「＃8891」や性犯罪・性暴力被害者が必要な支援の情報を適切に入手できるよう努めました。	県ホームページへの掲載のほか、チラシ・リーフレット等の配布等により、「＃8891」や性犯罪・性暴力被害者が必要な支援の情報を適切に入手できるよう努めます。
		警察本部	「被害者の手引」の交付、ホームページへの支援施策等の掲載等により、性犯罪被害者への支援内容について情報提供し、被害者が必要な支援を受けることができるよう配慮しました。	引き続き、関係機関と情報共有の上、被害者への手引の交付、ホームページ等への各種施策の掲載、各種イベント等での広報を推進し、性犯罪被害者への支援に関する情報提供に努めます。

19	○ 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対するサポートに係る資質・能力の向上を図ります。また、県内の各教育事務所や公立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。 ○ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。	教育委員会	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、「こころのサポート研修」を計画的に実施しています。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しています。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実践について講義を行いました。	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、「こころのサポート研修」を計画的に実施します。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援するとともに、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置します。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実践について講義を行います。 また、養護教諭の現代的健康課題を扱った希望研修のなかで、虐待対応について、SSWを講師とした研修を実施します。
20	児童生徒や保護者からの相談・支援に適切に対応することが出来るよう、学校と警察、市町村、民間支援団体等が連携して情報共有する体制の構築に努めます。	復興防災部	「はなますサポート研修会」等の機会を通じて、県教育委員会担当者と情報交換を行い、連携体制の構築に努めました。	引き続き、教育委員会等と連携し、関係機関が連携して相談・支援に対応できる体制の構築に努めます。
		警察本部	各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を行いました。	引き続き、関係機関・団体と連携し、必要に応じてサポートチームを結成するなど、各機関の役割分担、対応強化を図ります。
		教育委員会	県教育委員会が設置している相談窓口の利用者が、各公所や関係機関へ相談内容等を伝達して欲しい意思を示した場合は、適切に情報共有を行いました。	県教育委員会が設置している相談窓口の利用者が、各公所や関係機関へ相談内容等を伝達して欲しい意思を示した場合は、適切に情報共有を行います。
21	スクールカウンセラー等配置事業などを通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備を図るとともに、スクールカウンセラーが児童生徒の悩みや不安を受け止めることにより、いじめや不登校の未然防止、必要に応じた速やかな学校、福祉との情報共有など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。 また、24時間子供ＳＯＳダイヤルやふれあい電話、はなますサポートセンター等、学校以外の相談窓口について、市町村教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知を図ります。	教育委員会	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援しました。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しました。 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会ード」を配付しました。	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援します。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置します。 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会ード」を配付します。
22	私立学校における教育相談体制の充実や児童生徒の環境面の改善、関係機関・団体とのネットワークの構築を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを設置する学校に対し、補助を行います。また、児童生徒が犯罪被害に遭った場合の相談及び支援体制に関する周知、犯罪被害者等が抱える問題や二次被害等に関する情報提供を行います。	ふるさと振興部	・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを設置する学校に対し、補助を行います。 (犯罪被害者などの支援に限ったものではありません。) ・相談窓口に係る通知を发出し、情報提供を行いました。	・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを設置する学校に対し、補助を行います。 (犯罪被害者などの支援に限ったものではありません。) ・相談窓口に係る通知を发出し、情報提供を行いました。
23	犯罪被害者等の相談や保護に当たり、市町村、警察署、児童相談所、被害者支援センター等が連携、協力して対応するため、相談窓口や支援に関する情報共有を図ります。 また、児童生徒等からの相談に適切に対応できるよう、校内外における相談体制の充実を図めるとともに、犯罪被害の防止と犯罪被害者等が置かれている状況等の周知理解のため、学校保健・学校安全等の研修会を通して教職員の資質向上を図ります。	復興防災部	県、警察、被害者支援センターによる犯罪被害者等支援検討会議及び犯罪被害者等支援に係る各研修会において、関係機関と情報共有を図りました。	引き続き、関係機関と連携し、各機関が協力して対応できるよう相談窓口や支援に関する情報共有を図ります。
		保健福祉部	児童相談所において、必要に応じて関係機関と連携してこどもの相談支援に対応した。	児童相談所において、必要に応じて関係機関と連携してこどもの相談支援に対応します。
		教育委員会	【学校教育室】 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会ード」を配付しています。 ・他部局や市町村の福祉部局とも連携し、相談窓口を紹介しています。 (保健福祉部、環境生活部、盛岡市こども家庭センター) 【保健体育課】 学校安全の講義(小・中・高・特支2年目研、養護教諭5年目研)でいのちの安全教育等について周知を図りました。	【学校教育室】 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会ード」を配付します。 ・他部局や市町村の福祉部局とも連携し、相談窓口を紹介していきます (保健福祉部、環境生活部、盛岡市こども家庭センター) 【保健体育課】 ・学校安全担当者研修会において犯罪被害者支援の理解等について講義を実施予定。 ・学校安全の講義(小・中・高・特支2年目研、養護教諭5年目研、養護教諭スキルアップ研)でいのちの安全教育等について周知を図ります。
		警察本部	各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を行いました。	引き続き、関係機関・団体と連携し、必要に応じてサポートチームを結成するなど、各機関の役割分担、対応強化を図ります。

24	少年サポートセンターや各警察署の少年相談窓口等、児童生徒からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関・団体への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」の電話相談やメール相談等、相談窓口の設置等により、児童生徒が相談しやすい環境の整備を図ります。	警察本部	ヤング・テレホン・コーナー等について周知を図り、児童生徒が相談しやすい環境整備に努めました。	引き続き、ヤング・テレホン・コーナー等に関する周知に努め、児童生徒が相談しやすい環境の整備を図ります。
25	○ 県民生活センターにおいて、交通事故被害者等の損害賠償問題等に係る総合的な相談に対応します。また、この対応を通じて、公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士無料相談対応について周知します。 ○ ひき逃げや無保険車等の事故犯罪被害者等を救済する政府保障事業について周知します。	環境生活部	令和7年度は、160件（新規：101件、継続59件）の相談に対応しました。 このうち、日弁連交通事故相談センターの弁護士無料相談を紹介した相談は22件ありました。 政府保障事業については、現在、統計項目に含まれていないため、具体的な数値が出ませんが紹介実績はあります。	交通事故遭遇者からの相談に対応し、公正適切に解決するための助言・支援を行います。
26	犯罪被害者等が抱える労働問題について、広域振興局等において相談対応するとともに、当事者間の話し合いにより解決されない場合は、関係機関の個別労働関係紛争解決制度の紹介を行います。	商工労働観光部	広域振興局等において相談対応を実施しました。	広域振興局等において相談対応を実施し、必要に応じて関係機関の個別労働関係紛争解決制度を紹介します。
		労働委員会	相談対応を実施し、必要に応じて関係機関の個別労働関係紛争解決制度を紹介しました。	相談対応を実施し、必要に応じて関係機関の個別労働関係紛争解決制度を紹介します。

3 市町村における支援体制の充実

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
27	○ 犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等と連携強化を図るとともに、各行政機関、団体等が所掌し実施する施策について積極的な紹介、説明等を行い、情報提供の充実に努めます。【復興防災部、警察本部】 ○ 市町村と県・関係団体等の連携を緊密にし、市町村等における条例制定や犯罪被害者等支援策の具体化に向けた取組を支援し、実効的な犯罪被害者等支援の実現に努めます。【復興防災部】	復興防災部	市町村担当者を対象に含む研修会において、県、関係団体の取組等について説明しました。 また、市町村を訪問しての聞き取り調査や勉強会を開催し、必要な情報提供を行いました。	市町村担当者を対象に含む研修会において、県、関係団体の取組等について説明します。 また、市町村を訪問しての聞き取り調査や勉強会を開催し、必要な情報提供を行って市町村における対応や支援内容の充実にに向けた支援を行います。
		警察本部	犯罪被害者等支援連絡会全体会や、各警察署単位のネットワーク会議を開催し、警察における被害者支援について説明するとともに、関係機関の役割や市町村条例の必要性について説明し、理解の浸透を図りました。	引き続き、各種会議等の開催により関係機関等との意思疎通を図り、必要な情報提供に努めます。
28	市町村の総合的対応窓口において、機関内ワンストップ体制が機能するよう、各市町村が実施する支援施策をまとめたメニューリストの作成を支援します。 また、他自治体の犯罪被害者等支援に関する効果的な取組事例等の情報提供を行うとともに、犯罪被害者等のケースに応じた支援事例集を作成・配布するなど、市町村における対応や支援内容の充実にに向けた支援を行います。	復興防災部	市町村を訪問しての勉強会を実施し、メニューリストの作成など、市町村における対応の充実にに向けた支援を行いました。 支援者のためのポータルサイト「ギョッとチャンネル」を周知し、他自治体の犯罪被害者等支援に関する取組事例等の情報提供を行いました。	市町村を訪問しての勉強会を継続し、メニューリストの作成など、市町村における対応や支援内容の充実にに向けた支援を行います。
29	市町村担当者を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応に関する研修を実施し、担当者の資質向上を図ります。 また、事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、ブロック別の開催など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実に図ります。	復興防災部	警察庁の地方公共団体アドバイザーを招いて、支援調整会議のデモンストレーションやシミュレーション訓練を実施しました。 「はまなすサポート研修会」では、グループワークを行いながら被害者等への対応方法や二次被害防止について理解を深めました。	引き続き、実践的な内容の研修会を開催に配慮し、担当者の資質向上に努めます。
		警察本部	ネットワーク会議や条例勉強会等の機会において、必要な情報提供を行うとともに、多機関連携の重要性等を説明し、理解の浸透を図りました。	引き続き、各種会議等の機会において、市町村担当者の理解浸透のための研修等を実施するなど、研修内容の充実に図ります。

30	各市町村がこども施策に関する計画（こども基本法（令和4年法律第77号）に基づく市町村こども計画、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく市町村子ども・若者計画）を策定又は変更する場合には、犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応に関する取組も勘案するよう周知します。	環境生活部	令和7年3月に策定した「いわてこどもプラン」において、「犯罪被害者を支える社会づくりの推進」に係る施策の概要等が記載されており、市町村は、こども大綱や都道府県こども計画を勘案して、当該市町村における計画を定めるよう努めるもの」と記載されています。 策定された同プランを県ホームページに掲載しています。	令和7年3月に策定した「いわてこどもプラン」において、「犯罪被害者を支える社会づくりの推進」に係る施策の概要等が記載されており、市町村は、こども大綱や都道府県こども計画を勘案して、当該市町村における計画を定めるよう努めるもの」と記載されています。 策定された同プランを県ホームページに掲載しています。
		保健福祉部	市町村への連絡会議や市町村からの計画策定に係る相談対応において、県計画を勘案するよう依頼しました。	市町村からの計画策定に係る相談対応において、県計画を勘案するよう依頼します。
再掲1	県、警察、市町村、民間支援団体のほか、医療機関や保健福祉機関、弁護士等、犯罪被害者等支援に携わる全ての関係機関・団体と連携したコーディネート機能の強化を図り、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する多機関ワンストップ体制の構築を推進します。 また、県が中心となり、市町村を含めた関係機関・団体で構成する「支援調整会議」を設置し、個別の犯罪被害者等のニーズに合わせた各種支援や中長期的なプランの検討などを行います。 （※多機関ワンストップ体制とは、犯罪被害者等が、支援に携わる機関・団体のいずれかに相談や問合せを行えば、県が設置する対応窓口に情報が集約され、関係する機関・団体が一体となって必要な支援を積極的に提示・提供する体制をいう。	復興防災部	多機関ワンストップ体制の構築のため、関係機関・市町村の担当者を対象に、支援調整会議のシミュレーション訓練を含めた実践的な研修会を開催しました。 （開催：1回、参加者：37人） 支援調整会議を開催し、支援計画を作成した上、多機関連携による支援を行いました。（会議開催：3回）	関係機関、コーディネーターと連携の上、被害直後から中長期にわたって犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供します。 多機関ワンストップ体制の構築のため、関係機関・市町村の担当者を対象とした研修会を開催します。
		警察本部	県や関係機関と連携のうえ、対象事件発生時には迅速に情報共有等を図り、関係機関による中長期的な支援計画の策定に当たりました。	引き続き、関係機関と緊密に連携し、対象事件発生時の迅速な情報共有等を図り、多機関ワンストップの一層の浸透、被害者ニーズに即した支援計画策定に努めます。
再掲3	県警察・警察署レベルで設置している県、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする犯罪被害者等支援連絡会及び犯罪被害者支援地域ネットワークについて、市町村の参加を促す等、メンバー間の連携の強化を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ります。	復興防災部	犯罪被害者等支援連絡会の様子を市町村にオンラインで配信し、具体的な対応力の向上を図りました。	犯罪被害者等支援連絡会の様子を市町村にオンラインで配信し、関係機関の発表や警察庁の講演を共有することにより、具体的な対応力の向上を図ります。
		警察本部	連絡会全体会を開催し、関係機関・団体との情報共有を図るとともに、多機関連携の必要性・重要性の一層の浸透を図りました。 警察署単位のネットワークについては、市町村のほか、関係機関等へ働き掛け、会議開催に努めるとともに、情報共有・意思疎通を図りました。	引き続き、連絡会全体会や各警察署単位のネットワーク会議を開催し、関係機関・団体との連携強化、対応力向上を図ります。

4 民間支援団体の活動支援

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
31	○ いわて被害者支援センターの行う相談、広報、調査研究、人材養成事業を支援するとともに、運営体制の強化を支援します。【警察本部】 ○ 本県における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「はまなすサポートセンター」において行う電話・面接・メール相談、直接支援等の運営体制の強化を支援します。【復興防災部】	警察本部	研修等の機会を通じて職員の資質の向上を図り、運営体制の強化に努めました。	引き続き、研修等の機会を通じて職員の資質の向上を図り、運営体制の強化に努めます。
		復興防災部	警察庁の地方公共団体アドバイザーを招いた、実践的な研修会や「はまなすサポート研修会」を実施し、支援相談員の資質向上を図り、運営体制の強化を支援しました。	引き続き、実践的な内容の研修会を開催に配慮し、担当者の資質向上を図ります。
32	○ 民間支援団体が行うボランティア等の養成研修、研究会、ワークショップ等へ職員を講師として派遣するとともに、研修広報に協力するなど、人材育成を支援します。 ○ 民間支援団体の支援活動に関する広報、支援団体において犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行います。【復興防災部、警察本部】	復興防災部	犯罪被害者等支援ボランティア養成講座について、市町村に周知して研修広報に協力しました。 また、県ホームページ上において被害者支援センターについて掲載し、その活動等について周知を図りました。	犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に係る広報に協力します。 また、県ホームページ上において被害者支援センターについて掲載し、その活動等について周知を図ります。
		教育委員会	実績なし	予定なし
		警察本部	ホームページに同センターの活動内容等について掲載し、周知を図りました。	引き続き、相談員対象の研修会等の機会により職員の資質向上を図るほか、同センターの活動内容等についてホームページに掲載し、周知を図ります。
33	民間支援団体が企画するシンポジウムや講演会に共催・後援をするほか、シンポジウム等の開催について、ホームページやSNSなどの広報媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、活動を支援します。	復興防災部	いわて被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催に協力し、各種広報媒体を活用して広く周知を図りました。	県庁舎において、「犯罪被害者支援啓発パネル展」を開催します。（11月開催予定） 「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催に協力し、各種広報媒体を活用して広く周知を図ります。
		警察本部	同センターが主催する「県民のつどい」に関し、各種広報を実施して周知を図るなど、開催を支援しました。	引き続き、「県民のつどい」に関して、県内各警察署でのポスター掲示、SNSを利用した広報等を実施し、開催を支援します。
34	犯罪被害者等の援助を行う団体を含む民間非営利団体からの法人格取得申請等に対して、同法の適切な運用を行います。また、県内のNPO法人一覧を県ホームページに掲載し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援を行う団体等の情報を提供します。	環境生活部	犯罪被害者等の援助を行う団体を含む民間非営利団体からの法人格取得申請等に対し、特定非営利活動促進法に基づいた適正な審査を行いました。また、県ホームページに県内NPO法人の情報（定款や事業報告書等）を掲載しているポータルサイトへのリンクを掲載し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援を行う団体等の情報を提供しました。	引き続き、特定非営利活動促進法に基づいた申請書類の適正な審査に努めるとともに、県ホームページに県内NPO法人の情報（定款や事業報告書等）を掲載しているポータルサイトへのリンクを掲載し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援を行う団体等の情報を提供します。
35	犯罪被害者等早期援助団体に対して適切な支援活動が行われるよう、必要に応じ、改善命令をはじめとする指導を行います。	公安委員会	同センターの支援活動に関して、指導等の実施はありませんでした。	犯罪被害者等へ適切な支援活動がなされるよう、必要に応じて、指導等を実施します。

5 人材の育成

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
36	○ 犯罪被害者等に対する理解、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため、県の関連部局担当職員等に対する研修会を実施します。 また、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体及び協力医療機関である「はまなすサポーター」に対し、理解促進と資質向上のための研修会を実施します。【復興防災部】 ○ 交通事故の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための研修に参加するなど、関係職員による適切な対応の充実に努めます。【復興防災部、警察本部】 ○ 市町村の担当者を対象に、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護及び支援や女性支援事業についての研修を実施し、担当者の資質の向上に努めます。【復興防災部、保健福祉部】 ○ 相談員等が被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施します。 また、被害者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談員に対する専門研修を継続実施し、資質の向上を図ります。【保健福祉部】	保健福祉部	民生委員・児童委員の資質向上を図るため、各市町村、岩手県・市町村民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携して研修を行いました。 【R7実績（3月末時点）】 開催回数：3回（9月、1月、2月） 参加者数：352人（171人、123人、58人）	民生委員・児童委員の資質向上を図るため、各市町村、岩手県・市町村民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携して研修を行います。
	○ 民生委員・児童委員が犯罪被害者等に適切に対応できるように、犯罪被害者等に関する理解や守秘義務の遵守等についての研修を実施し、その資質の向上に努めます。【保健福祉部】 ○ 虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を目的とした研修の充実を図ります。【保健福祉部】	復興防災部	県の担当部局担当者を対象とした連絡会議及び「はまなすサポート研修会」等を開催し、県の関連部局担当職員や性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関、市町村担当者の理解促進と資質向上を図りました。	犯罪被害者等支援担当者研修会、はまなすサポート研修会の開催を通じて、県の関連部局担当職員や性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関、市町村担当者の理解促進と資質向上を図ります。
	○ 採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次被害の防止に努めます。【警察本部】 ○ 配偶者等からの暴力事案等に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行います。【警察本部】 ○ 被害に遭った児童生徒の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員、支援担当者等に対し、講習・研修等により、支援の知識及び心情に配慮した聴取技能の向上を図ります。【警察本部】	警察本部	昇任者や専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して専門教養を実施しました。 また、各警察署に対して適時、教養資料を発出したほか、少年補導職員に対する専門教養等を実施し、対応能力の向上や二次的被害の防止に努めました。	引き続き、各警察署に対して適時、教養資料を発出するほか、各警察署の担当者や少年補導職員に対する専門教養等を実施し、対応能力の向上や二次的被害の防止に努めます。
37	国が行う「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」や「思春期精神保健対策専門研修会」等に、保健所、精神保健福祉センターの専門職員を派遣するほか、児童相談所等の職員を対象とした専門研修の実施等により、担当者の資質の向上に努めます。	保健福祉部	保健所、精神保健福祉センター等に対し、各種研修会への参加を促しました。	保健所、精神保健福祉センター等に対し、各種研修会への参加を促します。
38	「指定被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。	警察本部	機会あるごとの指導教養により、支援要員に指定される職員の知識・技能の向上を図り、犯罪被害者等に寄り添った適切な支援活動を実施しました。	引き続き、機会あるごとの指導教養により、被害者支援に係る知識・技能の向上を図るとともに、支援要員の的確な運用により、犯罪被害者に寄り添った支援を実施します。

39	国の実施する交通事故相談員の研修会に職員を派遣し、相談員の資質の向上に努めます。	環境生活部	令和7年度は、国主催の交通事故相談員の研修会に参加し、相談員の資質向上に努めました。 ○ 5/20～5/23交通事故相談会中央研修会 オンライン参加：3名 ○ 10/29交通事故相談員総合支援研修会 現地参加（東京）：1名、オンライン参加：2名 ○交通事故相談員研修会 県民生活センター主催 実地：4名、オンライン：1名参加	国主催の交通事故相談員の研修会に参加することで、相談員の資質向上に努めます。 ○ 5/26～5/29交通事故相談員中央研修会（初任者コース） [予定] オンライン参加：1名 ○10月予定 交通事故相談員総合支援研修会 現地参加（東京）：1名、オンライン参加：2名 ○11月予定 交通事故相談員研修会 県民生活センター主催
再掲 32	○ 民間支援団体が行うボランティア等の養成研修、研究会、ワークショップ等へ職員を講師として派遣するとともに、研修広報に協力するなど、人材育成を支援します。 ○ 民間支援団体の支援活動に関する広報、支援団体において犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行います。【復興防災部、警察本部】	復興防災部	犯罪被害者等支援ボランティア養成講座について、市町村に周知して研修広報に協力しました。 また、県ホームページ上にいわれて被害者支援センターについて掲載し、その活動等について周知を図りました。	犯罪被害者等支援ボランティア養成講座に係る広報に協力します。 また、県ホームページ上にいわれて被害者支援センターについて掲載し、その活動等について周知を図ります。
		教育委員会	実績なし	予定なし
		警察本部	ホームページに同センターの活動内容等について掲載し、周知を図りました。	引き続き、相談員対象の研修会等の機会により職員の資質向上を図るほか、同センターの活動内容等についてホームページに掲載し、周知を図ります。
再掲 29	市町村担当者を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、担当者の資質向上を図ります。 また、事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、ブロック別の開催など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実を図ります。	復興防災部	警察庁の地方公共団体アドバイザーを招いて、支援調整会議のデモンストラレーションやシミュレーション訓練を実施しました。 「はまなすサポート研修会」では、グループワークを行いながら被害者等への対応方法や二次被害防止について理解を深めました。	引き続き、実践的な内容の研修会を開催に配慮し、担当者の資質向上に努めます。
		警察本部	ネットワーク会議や条例勉強会等の機会において、必要な情報提供を行うとともに、多機関連携の重要性等を説明し、理解の浸透を図りました。	引き続き、各種会議等の機会において、市町村担当者の理解浸透のための研修等を実施するなど、研修内容の充実を図ります。
40	○ 高齢者総合支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センター等を対象に困難事例への弁護士等による助言や高齢者権利擁護に関する研修会を開催し、地域包括支援センターの対応力向上に努めます。 【保健福祉部】 ○ 障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、使用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による虐待に対応する市町村への情報提供、市町村相互の連絡調整を行います。 また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置し、虐待の早期発見と適切な対応を図ります。【保健福祉部】	保健福祉部	高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言及び高齢者権利擁護に関する研修会を開催しました。 ・相談対応 20件 ・高齢者権利擁護に関する研修 2回（県南：67人、盛岡：62人）	高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言及び高齢者権利擁護に関する研修会を開催します。 ・相談対応 随時 ・研修の開催予定 年2回開催予定（9月及び12月に開催見込）

41	○ 被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。 ○ 24時間対応する「24時間子供SOSダイヤル」、SNSによる相談・通報窓口や県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。 ○ 学習指導要領に基づく情報モラル教育が着実に実施されるよう指導するとともに、情報モラル教育に関する研修の充実を図るなど、教職員の資質向上と意識の高揚に努めます。 また、情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布するなど、児童生徒の啓発に取り組めます。 ○ 人権教育に係る研修会の実施などにより、教職員の資質向上を図り、児童生徒の人権意識教育の充実を図ります。	教育委員会	【SC, SSW】 各教育事務所において、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の相談等に対応できる体制を整えました。 【相談】 県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会ード」を配付しました。 【情報モラル】 情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布しました。（全12回） 【人権教育】 教科で取り組む人権教育研修会を実施し、教職員の資質向上を図りました。	【SC, SSW】 各教育事務所において、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の相談等に対応できる体制を整えます。 【相談】 県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会ード」を配付します。 【情報モラル】 情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布します。（全12回） 【人権教育】 教科で取り組む人権教育研修会を実施し、教職員の資質向上を図ります。
42	○ 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、公立学校にスクールカウンセラーを配置するほか、各学校で教職員対象の校内研修会を開催するなど、心の問題の解決に向けたカウンセリング体制の充実を図ります。 【教育委員会（学校教育室）】 ○ 各学校でスクールカウンセラーを活用した「心のサポート」に係る校内研修会を開催するなど、学校内における連携の促進や教職員の指導力向上を図ります。【教育委員会（学校教育室）】 ※スクールカウンセラー：臨床心理士や公認心理士等の心理の専門家	教育委員会	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援しました。 また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しました。 ・中学校、高等学校、特別支援学校の該当校において、「こころのサポート研修」を実施しました。	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援します。 また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置します。 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、2年に1度「こころのサポート研修」を計画的に実施します。
再掲 19	○ 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対するサポートに係る資質・能力の向上を図ります。また、県内の各教育事務所や公立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。 ○ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。	教育委員会	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、「こころのサポート研修」を計画的に実施しています。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しています。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実践について講義を行いました。	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、「こころのサポート研修」を計画的に実施します。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援するとともに、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置します。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実践について講義を行います。 また、養護教諭の現代的健康課題を扱った希望研修のなかで、虐待対応について、SSWを講師とした研修を実施します。
再掲 4	学校警察連絡協議会により、学校と警察との連携を図るほか、市町村及び県立学校における生徒指導担当者会議での研究協議などを通じて、児童生徒間のトラブルに適切に対応するための資質・能力向上を図ります。また、教育委員会と学校が連携して対応に当たるほか、学校、警察署、児童相談所等によるサポートチームを結成するなど、地域における支援システムづくりを促進します。	保健福祉部	実績なし	予定なし
		教育委員会	・学校警察連絡協議会において、県教育委員会が講師を務め、県内の生徒指導上の課題について講義・演習を行いました。 ・高等学校生徒指導連絡協議会を開催し、児童生徒間のトラブルに適切に対応するたの資質・能力向上を図りました。	・学校警察連絡協議会において、県教育委員会が講師を務め、県内の生徒指導上の課題について講義・演習を行います。 ・高等学校生徒指導連絡協議会を開催し、児童生徒間のトラブルに適切に対応するたの資質・能力向上を図ります。
		警察本部	各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を行いました。	引き続き、関係機関・団体と連携し、必要に応じてサポートチームを結成するなど、各機関の役割分担、対応強化を図ります。

6 支援従事者の二次受傷防止

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
43	犯罪被害者等支援を行う過程において支援従事者の心理的外傷（二次受傷）を予防するとともに、自身の適切なケアができるよう、支援従事者を対象とした二次受傷防止のための研修を行うなど、メンタルヘルスケアの充実を図ります。	復興防災部	「はまなすサポート研修会」に、全国被害者支援ネットワーク認定コーディネーターを招き、関係機関の支援従事者等が二次的外傷ストレスについて研修を受講しました。	犯罪被害者等支援担当者研修会、はまなすサポート研修会の開催を通じ、支援従事者のメンタルヘルスケアの充実を図ります。
44	支援従事者に対し、ストレスに関する研修を行うとともに、精神科医、臨床心理士等、公認心理師等によるカウンセリングを受けさせるなど、必要な措置を講じます。	復興防災部	「はまなすサポート研修会」に、全国被害者支援ネットワーク認定コーディネーターを招き、関係機関の支援従事者等が二次的外傷ストレスについて研修を受講しました。	犯罪被害者等支援担当者研修会、はまなすサポート研修会の開催を通じ、支援従事者のメンタルヘルスケアの充実を図ります。
		警察本部	カウンセリング・アドバイザーによる指導助言等、支援従事者に対して必要な措置を講じました。	引き続き、支援従事者に対する教養を実施するとともに、必要に応じて専門家によるカウンセリング等を実施するなど、必要な措置を講じます。

7 個人情報の管理の徹底に向けた取組

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
45	○ 県、市町村、民間支援団体等の各機関・団体において、犯罪被害者等に係る個人情報管理規程の整備を促進させ、個人情報の適正な管理に努めます。また、関係機関・団体の支援従事者についても適切な管理及び取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図ります。【復興防災部】 ○ 警察による犯罪被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。【警察本部】	復興防災部	岩手県犯罪被害者等に対する連携支援実施要領における個人情報の取り扱いについて遵守し、個人情報を適正に管理しています。	引き続き、個人情報の適正な管理に努めるとともに、市町村や関係機関に対しても周知徹底を図ります。
		警察本部	報道発表については、個別の事案ごとに総合的に勘案して適切な発表内容になるよう努めました。	引き続き、報道発表については、プライバシーの保護、公表することによって得られる公益等を個別の事案ごとに総合的に勘案して判断するなど、適切な報道対応に努めます。
46	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付け医政発0414第6号）等に基づき、立入検査等を通じ、医療・介護関係事業者等に対し適切に対応します。	保健福祉部	・病院及び診療所の立入検査において、個人情報の適切な取扱いについて確認・指導しました。その他の医療関係事業者に対しては必要に応じて確認・指導を行っています。 【R7下半期立入検査実施件数】 ・病院 63 件 ・診療所 141 件 ・助産所 0 件 ・施術所 37 件	・病院及び診療所の立入検査において、個人情報の適切な取扱いについて確認・指導します。その他の医療関係事業者に対しては必要に応じて確認・指導します。 【R8立入検査実施予定件数】 ・病院 88 件 ・診療所 245件 ・助産所 2 件 ・施術所 101件
			「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付け医政発0414第6号）等に基づき、運営指導等を通じ、介護保険施設等に対して周知を図りました。	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付け医政発0414第6号）等に基づき、運営指導等を通じ、介護保険施設等に対して周知を図る予定。
			「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付け医政発0414第6号）等に基づき、薬局の立入検査等において指導を行いました。	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付け医政発0414第6号）等に基づき、薬局の立入検査等において指導を行う予定。

施策の柱Ⅱ 精神的・身体的被害の回復・防止

1 心身に受けた影響からの回復

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
47	精神保健福祉センター及び保健所が実施する相談対応において、犯罪被害者等の支援に関する情報提供等を適切に行います。 また、岩手県精神科救急情報センターが開設する精神科救急電話において、精神科救急医療を必要とされる方に対する相談対応や必要に応じて医療機関の紹介を行います。	保健福祉部	・精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健に関する相談支援業務を行いました。 ・岩手県精神科救急情報センターにおいて、精神科救急医療を必要とされる方に対する相談対応や医療機関の紹介を行いました。	・精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健に関する相談支援業務を行うとともに、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に関する情報提供を行います。 ・岩手県精神科救急情報センターにおいて、精神科救急医療を必要とされる方に対する相談対応や医療機関の紹介を行います。
48	P T S D等の治療に係る自立支援医療制度（精神通院医療）について、精神科病院及び診療所に対し改めて周知するほか、県ホームページにおいて引き続き周知します。	保健福祉部	自立支援医療制度（精神通院医療）の概要について、県ホームページにおいて周知しました。	自立支援医療制度（精神通院医療）の概要について、県ホームページにおいて周知します。
49	市町村、各地域の医師会、医療機関及び消防機関との連携により、初期、二次、三次救急医療体制の整備充実を図るとともに、メディカルコントロール体制の充実強化に努めます。	復興防災部	岩手県救急業務高度化推進協議会、救急救命士研修会の開催を通じ、メディカルコントロール体制の充実強化を図りました。	岩手県救急業務高度化推進協議会を開催し、継続課題等について各機関と検討を行う予定です。 また、救急救命士研修会の開催を予定しています。
50	いわて被害者支援センター、はまなすサポートセンターや警察本部から紹介等を行う精神科の協力医療機関の確保に努めます。	復興防災部	県ホームページに、はまなすサポート協力医療機関の募集について掲載しました。	引き続き、県ホームページにより募集するとともに、関係団体を通じて働きかけを行います。
		警察本部	公費負担制度の運用時や連絡会等の機会において、関係機関との関係構築を図り、協力体制の確保に努めました。	引き続き、連絡会等を通じた関係医療機関等へ協力要請等により、協力体制の確保・拡充を図ります。
51	犯罪被害者等の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度など、生活支援に関する制度について情報提供を行うとともに、市町村、関係機関・団体等と連携した支援に取り組みます。	保健福祉部	上半期から引き続き、全市町村を対象とした、自立相談支援機関において相談者の属性や状況に関わらず相談を受け付け、支援の実施や情報提供・他機関へのつなぎを行いました。また、支援会議の設置に向けた、調査及び促しを実施した。	自立相談支援機関における包括的な相談受付、適切な支援実施、情報提供・他機関へのつなぎに引き続き取り組みます。また、支援会議の設置を促進し更なる連携体制の強化と支援体制の強化に努めます。
52	○ 犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内の公認心理師及び臨床心理士によるカウンセリングの活用やカウンセリング費用の公費負担制度の運用を効果的に行います。 ○ 犯罪被害者の遺体検案書料及び司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担により、経済的負担の軽減を図ります。 ○ 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費に関し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 犯罪被害者等の「診察料及び診断書料」「性犯罪被害者初診経費」について、公費負担を行います。 オ 犯罪被害者等が、再び犯罪被害を受ける恐れがある場合や従前の住居に居住することが困難な場合は、一時的に安全な場所を確保するための経費について、公費負担を行います。	警察本部	対象事件に係る公費負担について、漏れなく確実に実施し、犯罪被害者等の負担軽減を図りました。	引き続き、公費負担制度的確・確実な運用を図り、犯罪被害者等の負担軽減に努めます。

再掲 13	自殺対策特設サイト「こころに寄り添いのちを守るいわて」において、心の悩み、健康・病気の悩み、犯罪・安全の悩み等に係る電話相談、SNS相談の窓口に関する情報提供を行います。	保健福祉部	関係機関・団体に掲載内容を確認し、自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載しました。	関係機関・団体に掲載内容を確認し、自殺対策特設サイトに悩みの種類別に相談窓口情報を掲載します。（令和8年8月までに更新予定）
53	緊急避妊を必要とする性犯罪・性暴力被害者がその方法等に関する情報を得られるよう、ホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行います。	復興防災部	県ホームページに、厚生労働省が公開している、「緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等一覧」を掲載しています。	引き続き、ホームページ等の広報媒体を活用し、必要な情報提供を行います。
54	性犯罪・性暴力に遭われた方の精神的・身体的・経済的負担を軽減し、その回復を図るため、産婦人科及び精神科医療、保険薬局の利用等を公費で負担を行います。	復興防災部	公費負担実績なし。 公費負担について、薬局・薬店における緊急避妊薬購入に係る費用についても対象としました。	相談に応じて公費負担の制度について案内し、適切に対応します。
再掲 17	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。	復興防災部	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復を図るため必要な支援を実施しました。	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復を図るため必要な支援を実施します。
		保健福祉部	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行った。	支援対象者が一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行います。
		医療局	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をしました。	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をします。
		警察本部	個人情報の取扱いに配慮しながら関係機関・団体と緊密に連携し、被害者の負担軽減等のための各種支援を実施しました。	引き続き、関係機関・団体と連携の上、被害者の負担軽減と早期回復に向け、被害者に寄り添った支援を推進します。
再掲 6	性犯罪・性暴力被害者支援における産婦人科の協力医療機関との連携強化を図り、被害が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進します。 また、精神科、泌尿器科や小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。	復興防災部	「はまなすサポート研修会」を開催し、協力医療機関、各地区保健福祉環境センター等との連携を図り、被害者等が安心して診療・検査を受けることができる環境整備を推進しました。 （開催回数：1回 出席者：26人）	「はまなすサポート研修会」を開催するなどして、産婦人科・精神科の協力医療機関との連携を強化するとともに、泌尿器科、小児科の医療機関との連携体制の構築を図ります。
		警察本部	産婦人科医会と構築しているネットワークにおいて、被害者が安心して受診できるよう連携して対応しています。	引き続き、医療機関との連携強化を図るとともに、男性被害者の受診が可能な医療機関との連携体制の構築を図ります。
55	市町村が設置する教育支援センターとの連携を通して、不登校となった犯罪被害者等の児童生徒を支援します。	教育委員会	・不登校児童生徒支援連絡会議等を通じて、市町村が設置する教育支援センターと連携を図りました。	不登校児童生徒支援連絡会議等を通じて、市町村が設置する教育支援センターと連携を図ります。
56	福祉総合相談センター及び児童相談所において、被害に遭った児童生徒等からの相談に対応するほか、虐待を受けた児童生徒等に対する自立支援など、児童福祉施設における援助体制を確保するとともに、児童福祉司、児童心理司、精神保健福祉相談員、心理判定員等の専門職員を配置し、犯罪被害者等の精神的ケアに努めます。	保健福祉部	児童福祉司 65名、児童心理司 30名 （定数）	児童福祉司 65名、児童心理司 30名 （定数）

57	福祉総合相談センター及び児童相談所において、休日・夜間における児童虐待通告等の対応を行うほか、治療や医学的判断が必要な児童虐待事案に対応するため、医療機関との連携を図ります。	保健福祉部	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちばやく）により、休日夜間を含めた24時間365日、通告・相談を受けています。	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちばやく）により、休日夜間を含めた24時間365日、通告・相談を受けます。
58	被害に遭った児童生徒等が精神的被害から回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、いわて被害者支援センターをはじめとする民間支援団体への紹介等の支援を継続的に推進します。	警察本部	被害少年等に対するカウンセリング等の各種支援を実施し、精神的・性的被害からの回復をサポートしました。	引き続き、被害少年等に対するカウンセリング等の各種支援を実施し、精神的・性的被害からの回復をサポートします。
59	福祉総合相談センター、児童相談所及び乳児院等の児童福祉施設が連携し、里親からの養育相談に対応するなど、里親制度の推進と里親への支援を行います。	保健福祉部	里親支援センターにおいて、里親制度の説明会や相談会を開催し、里親になりたいと考えている方や制度について知りたい方への相談に応じています。	里親支援センターにおいて、里親制度の説明会や相談会を開催し、里親になりたいと考えている方や制度について知りたい方への相談に応じます。
再掲 21	スクールカウンセラー等配置事業などを通し、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備を図るとともに、スクールカウンセラーが児童生徒の悩みや不安を受け止めることにより、いじめや不登校の未然防止、必要に応じた速やかな学校、福祉との情報共有など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。 また、24時間子供ＳＯＳダイヤルやふれあい電話、はまなすサポートセンター等、学校以外の相談窓口について、市町村教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知を図ります。	教育委員会	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援しました。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しました。 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介カード」を配付しました。	・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援します。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置します。 ・県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介カード」を配付します。
再掲 19	○ 児童生徒や保護者の相談に適切に対応するため、各学校でスクールカウンセラーを活用した校内研修会を開催し、教職員の児童生徒に対するサポートに係る資質・能力の向上を図ります。また、県内の各教育事務所や公立学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図るとともに、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を図ります。 ○ 虐待・性被害の早期発見・早期対応のため、健康相談等の研修会を通して養護教諭の資質向上を図ります。	教育委員会	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、「こころのサポート研修」を計画的に実施しています。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援している。また、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置しています。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実際について講義を行いました。	【学校教育室】 ・中学校、高等学校、特別支援学校において、「こころのサポート研修」を計画的に実施します。 ・各教育事務所にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、事務所管内の広域を支援するとともに、各域内の現状に合わせてスクールカウンセラーを学校に配置します。 【保健体育課】 養護教諭の基本研修において、虐待の早期発見や早期対応についてや健康相談活動の実際について講義を行います。 また、養護教諭の現代的健康課題を扱った希望研修のなかで、虐待対応について、SSWを講師とした研修を実施します。

再掲 20	児童生徒や保護者からの相談・支援に適切に対応することが出来るよう、学校と警察、市町村、民間支援団体等が連携して情報共有する体制の構築に努めます。	復興防災部	「はなますサポート研修会」等の機会を通じて、県教育委員会担当者と情報交換を行い、連携体制の構築に努めました。	引き続き、教育委員会等と連携し、関係機関が連携して相談・支援に対応できる体制の構築に努めます。
		教育委員会	県教育委員会が設置している相談窓口の利用者が、各公所や関係機関へ相談内容等を伝達して欲しい意思を示した場合は、適切に情報共有を行いました。	県教育委員会が設置している相談窓口の利用者が、各公所や関係機関へ相談内容等を伝達して欲しい意思を示した場合は、適切に情報共有を行っています。
		警察本部	各警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成して、情報共有と各機関の役割分担を行いました。	引き続き、関係機関・団体と連携し、必要に応じてサポートチームを結成するなど、各機関の役割分担、対応強化を図ります。
再掲 40	○ 高齢者総合支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センター等を対象に困難事例への弁護士等による助言や高齢者権利擁護に関する研修会を開催し、地域包括支援センターの対応力向上に努めます。 ○ 障害者虐待防止法に基づく「障害者権利擁護センター」としての窓口を設置し、使用者による虐待の通報・届出の受理や、養護者又は障がい者福祉施設従事者等による虐待に対応する市町村への情報提供、市町村相互の連絡調整を行います。 また、24時間365日対応の障がい者虐待相談窓口として「障がい者110番」を設置し、虐待の早期発見と適切な対応を図ります。	保健福祉部	高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言及び高齢者権利擁護に関する研修会を開催しました。 ・相談対応 20件 ・高齢者権利擁護に関する研修 2回（県南：67人、盛岡：62人）	高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター等の職員を対象に困難事例への弁護士等による助言及び高齢者権利擁護に関する研修会を開催します。 ・相談対応 随時 ・研修の開催予定 年2回開催予定（9月及び12月に開催見込）

2 安全の確保

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
60	子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、出所情報に基づいた適切な対策に努めます。	警察本部	再犯防止措置対象者との面談を通じて、対象者の所在確認と動向把握を徹底するとともに、再犯防止に向けた助言・指導を実施しました。	引き続き、再犯防止措置対象者との面談を通じて、対象者の所在確認と動向把握を徹底するとともに、再犯防止に向けた助言・指導を実施します。
61	同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進します。また、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努めます。	警察本部	各事案を個別に検討し、必要性を認めた場合には「再被害防止対象者」として指定し、再被害防止のための各種対策を実施しました。	引き続き、各事案ごとに「再被害防止対象者」指定の必要性を検討のうえ、指定した際には関係機関等と緊密に連携し、再被害防止のための諸対策を実施します。
62	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を「保護対象者」として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じて必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。	警察本部	各事案ごとに「保護対象者」としての指定の必要性を検討し、指定時には必要な措置を講じました。	引き続き、各事案ごとに「保護対象者」しての必要性を検討し、指定した際には県警察の総合力を発揮した保護対策を実施します。

63	○ 市町村、警察、児童相談所等の機関・団体が連携し、児童の保護を視野に入れたDV被害者の保護対策に努めます。【復興防災部、保健福祉部、警察本部】 ○ 児童虐待の早期発見に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上に努めます。【保健福祉部、警察本部】 ○ 教職員や市町村担当者、PTA等を対象とする各種研修会等の機会を捉えて、児童虐待の現状、発見時の通告義務の説明を行い、早期発見・早期対応のための取組意識の共有を図ります。【保健福祉部、教育委員会】 ○ 家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム（まなびネットいわて）に掲載するとともに、「子育て電話相談（すこやかダイヤル）」「子育てメール相談（すこやかメール相談）」を実施し、家庭教育支援の充実に努めます。【教育委員会】 ○ 児童相談機能と相談対応の充実を図るほか、家庭教育の悩みや不安について、子育て電話相談、ふれあい電話相談などを実施します。【保健福祉部、教育委員会】 ○ 地域における家庭教育・子育て支援関係者のスキルアップを図る学習機会の提供、ネットワークの構築及び子育てサポーターの活用促進を図ります。【教育委員会】 ○ 児童相談所の体制の強化、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関・団体の連携及び児童虐待の防止に関する地域住民の理解向上への取組を促すとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図ります。【保健福祉部】	復興防災部	はまなすサポートにおいてDV被害者から相談を受けた際には、関係機関に情報提供をするとともに必要な支援を行い、保護対策に努めました。	はまなすサポートにおいてDV被害者から相談を受けた際には、関係機関に情報提供をするとともに必要な支援を行い、保護対策に努めます。
		保健福祉部	女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談、被害者保護等の支援を実施しました。 また、児童福祉司や市町村職員に対する専門研修を開催し、その資質向上に努めました。	女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談、被害者保護等の支援を実施します。 また、児童福祉司や市町村職員に対する専門研修を開催し、その資質向上に努めます。
		教育委員会	【学校教育室】 ・指導主事会議や校内研修等において、児童虐待の現状、発見時の通告事務の説明を行いました。 【生涯学習文化財課】 ・子育て電話相談件数（相談領域別） 550件 ・子育てメール相談件数（相談領域別） 71件 ・家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム（まなびネットいわて）に随時掲載するとともに、子育てや家庭教育に役立つ「すこやかマガジン」を定期配信しました。 ・子育て支援に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミナーや放課後の子どもの居場所指導者研修会を実施し、子育て支援に関する資質向上やネットワークづくりに取り組みました。 ・子育て・家庭教育セミナー1（6/19）参集18名 オンライン86名 ・子育て・家庭教育セミナー2（10/3）オンライン123名 ・子育て・家庭教育セミナー3（11/27）オンライン218名	【学校教育室】 ・指導主事会議や校内研修等において、児童虐待の現状、発見時の通告事務の説明を行っていきます。 【生涯学習文化財課】 ・家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム（まなびネットいわて）に掲載するとともに、「子育て電話相談（すこやかダイヤル）」「子育てメール相談（すこやかメール相談）」に引き続き実施します。 ・子育て支援に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミナーや放課後の子どもの居場所指導者研修会を実施し、子育て支援に関する資質向上やネットワークづくりに取り組みます。
		警察本部	DV事案対応に際しては、児童虐待が内在していることを念頭に対応し、女性相談支援センターや児童相談所を始めとした関係機関と連携の上、各種保護対策を実施しました。 児童相談所と児童虐待の防止に関する合同訓練及び連絡会議を開催し、職員の知識・技能の向上と連携の強化を図りました。	引き続き、児童虐待を念頭に適切なDV事案への対処に努めます。 児童相談所との合同訓練及び連絡会議の開催により、職員の専門的知識の向上と対応力の強化を図ります。
64	県内で発生した児童虐待死亡事例等の検証を行うとともに、再発防止につなげます。	保健福祉部	事例なし	児童虐待死亡事例があった場合は検証を行うとともに、再発防止につなげます。
65	ストーカー行為等により保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講じます。	警察本部	ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施対象者に対して必要な指導を実施するとともに、特異動向等の把握と情報共有に努めました。	引き続き、ストーカー加害者に対する定期連絡を実施して必要な指導を行うとともに、特異動向の把握や情報共有等必要な措置を講じます。
66	DVやストーカー行為等の被害者等に関し、当該被害者等の意思を踏まえ、住民基本台帳の閲覧制限等の申請に必要な援助等を行い、安全の確保に努めます。	保健福祉部	配偶者暴力相談支援センターで相談した被害者については、必要に応じて証明書の発行や手続きについて教示しました。	配偶者暴力相談支援センターで相談した被害者については、必要に応じて証明書の発行や手続きについて教示します。
		警察本部	DVやストーカー事案の対応に当たっては、法に基づく援助について教示し、被害者等の意思を踏まえ、住民基本台帳の閲覧制限等の必要な援助を実施しました。	引き続き、被害者等の意思を踏まえ、必要な援助を確実に実施して安全確保に努めます。

67	○ DV被害者に精神的ケアなど適切な支援を行うため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間団体等関係機関・団体との連携を図ります。 【復興防災部、保健福祉部、警察本部】 ○ 学校等関係機関の通報連絡体制や児童虐待防止ネットワークを活用するとともに、必要に応じて児童相談所、保健所及び教育委員会等関係機関・団体により構成される少年サポートチームを編成し、加害少年やその保護者に対する指導等の充実を図るほか、要保護児童対策地域協議会に参画するなどして、再被害の防止に努めます。 【保健福祉部、教育委員会、警察本部】	復興防災部	「はまなすサポート研修会」を開催し、関係団体との連携を図りました。	犯罪被害者等支援担当者研修会、はまなすサポート研修会の開催を通じ、関係機関・団体との連携に努めます。
		保健福祉部	女性相談支援センターや児童相談所で一時保護した方に、必要に応じて心理検査等を行いました。	女性相談支援センターや児童相談所で一時保護した方に、必要に応じて心理検査等を行います。
		教育委員会	・指導主事会議や校内研修等において、「学校等における児童虐待への対応」を取り上げ、子供・保護者との関わり方等について周知しました。	・指導主事会議や校内研修等において、「学校等における児童虐待への対応」を取り上げ、子供・保護者との関わり方等について周知していきます。
		警察本部	必要な支援が確実に執られるよう、官民の関係機関と連携し、被害者の安全確保を第一として対応しました。 警察署、学校、児童相談所、民間支援団体等によるサポートチームを結成し、情報共有と各機関の役割分担を行いました。	引き続き、関係機関と連携を密にして適切な支援を行います。 関係機関・団体と連携し、必要に応じてサポートチーム結成をするなど、各機関の役割分担、対応強化を図ります。
68	○ 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設的环境改善に努めます。 【保健福祉部】 ○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】 ○ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実にも努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。 ○ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】 ○ 居住場所の確保や被害直後の生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関・団体と連携しながら情報提供を行います。 【復興防災部、警察本部】	復興防災部	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなすサポートライン」を運用しました。	引き続き、24時間体制で「はまなすサポートライン」を運用し、緊急時の事案へ対応します。
		保健福祉部	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 7 件 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援件数 2 件	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業及び困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援を行う。
		警察本部	居住場所確保や各種生活支援のため、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	適切な支援につながるよう、引き続き、関係機関連携に配慮して対応します。

3 保護・捜査過程における配慮等

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
69	犯罪被害者等のための制度及び刑事手続をわかりやすく解説した「被害者の手引」等の活用、ホームページやミニ広報紙等の広報媒体を活用した損害賠償請求制度に関する早期の情報提供に努めます。	復興防災部	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図りました。	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図ります。
		警察本部	「被害者の手引」の交付、ホームページ上への掲載等により、各種制度に関する情報提供を行いました。	引き続き、「被害者の手引」、各種制度の説明資料等を有効活用し、各種制度の周知を図ります。

70	○ 「被害者の手引」を犯罪被害者等に配付するとともに、ホームページに刑事手続及び犯罪被害者等の支援のための各種制度に関する情報を掲載します。 ○ 外国人犯罪被害者等に配付している外国語版の「被害者の手引」を活用し、適切な情報提供に努めます。	警察本部	犯罪被害者等への「被害者の手引」の交付、ホームページへの各種制度の掲載等により、効果的な情報提供に努めました。	引き続き、犯罪被害者等への「被害者の手引」の交付、ホームページへの各種制度の掲載等により、効果的な情報提供に努めます。
71	交通事故事件等については、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、被害者の心情に配慮した取組を一層推進します。	警察本部	各種研修会や巡回指導時において、被害者支援に関する教養を実施しました。	引き続き、各種研修会や巡回指導時において、被害者支援に関する教養を実施するなど、被害者の心情に配慮するための取組を推進します。
72	捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供しよう努めます。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、いわて被害者支援センターを始めとする民間支援団体等との連携を図ります。	警察本部	被害者連絡制度に基づき、犯罪被害者等への捜査状況等に関する情報提供のほか、必要に応じて、いわて被害者支援センター等の関係機関・団体と連携し、必要な支援を提供しました。	引き続き、被害者連絡制度に基づく情報提供のほか、必要に応じて、いわて被害者支援センター等の関係機関・団体と連携・情報共有のうえ、必要な支援を提供します。
73	警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する警察官の実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会やいわて被害者支援センターをはじめとする民間支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図ります。	警察本部	巡回教養等の機会を通じて、捜査員の実務能力向上を図るとともに、関係機関と連携の上、被害者の心情に配慮した対応に努めました。	引き続き、巡回教養等を通じて捜査員の実務能力向上を図るとともに、関係機関との連携の上、被害者の心情に一層配慮した対応に努めます。
74	被害に遭った児童生徒の事情聴取に先立って、警察、児童相談所等の関係機関が盛岡地方検察庁と協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害に遭った児童生徒へ配慮した取組を進めます。	保健福祉部	被害に遭った子どもに対しては、検察、警察、児童相談所等の関係者で対応について協議をしながら進めました。	被害に遭った子どもに対しては、検察、警察、児童相談所等の関係者で対応について協議をしながら進めます。
		警察本部	産婦人科医会と構築しているネットワークにおいて、被害者が安心して受診できるよう連携して対応しています。	引き続き、医療機関との連携強化を図るとともに、男性被害者の受診が可能な医療機関との連携体制の構築を図ります。
75	被害の届出に対しては、犯罪被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するとともに、被害の届出を受理しなかったものについては、不受理の経緯を明確にし、所属長まで報告して管理するよう努めます。	警察本部	被害届出受理時には、迅速・確実な受理に努めるとともに、被害届出がなされない場合も組織対応を図り、適正管理に努めました。	引き続き、迅速・確実な被害届出受理に努めるとともに、被害届出がなされない場合にも組織対応を図るなど、適正管理に努めます。
76	医療機関に対して、警察への被害申告前の性犯罪・性暴力被害者が来院した場合、被害者に対し警察への届出を促すよう働きかけを行います。	復興防災部	医療機関を訪問した際に、警察への被害申告前の性犯罪・性暴力被害者が来院した場合、被害者に対し警察への届出を促すよう働きかけを行いました。	関係団体への働きかけのほか、研修会等の機会を通じて医療機関への働きかけを行います。
		警察本部	医療機関に対して、DNA型採取キットを配備し、被害者に警察への届出を促すよう、働き掛けを行いました。	引き続き、採取キットを配備する医療機関の拡大のため、関係各所への働き掛けを推進します。
77	検視及び司法解剖に対する遺族の理解を得るため、パンフレットの配布によりその必要性や各種情報等について定期的な情報提供に努めます。	警察本部	遺族等に対し、警察が実施する死因の調査や手続きの流れ、解剖実施の場合の理由等が記載されたパンフレットを配布しながら説明を行いました。	引き続き、遺族等の心情に十分配慮した懇切丁寧な対応に心掛け、積極的なパンフレットの交付に努めます。
78	検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。	警察本部	証拠物件については適正に管理し、留置の必要がなくなった証拠物件は、適切に還付等の手続をとりました。	引き続き、証拠物件の適正管理に努めるとともに、適切な還付手続等に努めます。

再掲 68	○ 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設的环境改善に努めます。 【保健福祉部】	復興防災部	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなすサポートライン」を運用しました。	引き続き、24時間体制で「はまなすサポートライン」を運用し、緊急時の事案へ対応します。
	○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】	保健福祉部	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 7 件 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援件数 2 件	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業及び困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援を行う。
	○ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。 ○ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】 ○ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関・団体と連携しながら情報提供を行います。 【復興防災部、警察本部】	警察本部	居住場所確保や各種生活支援のため、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	適切な支援につながるよう、引き続き、関係機関連携に配慮して対応します。
再掲 38	「指定被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。	警察本部	機会あるごとの指導教養により、支援要員に指定される職員の知識・技能の向上を図り、犯罪被害者等に寄り添った適切な支援活動を実施しました。	引き続き、機会あるごとの指導教養により、被害者支援に係る知識・技能の向上を図るとともに、支援要員の的確な運用により、犯罪被害者に寄り添った支援を実施します。

4 二次被害を受けた方への支援

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
79	犯罪被害に遭ったことにより、インターネット等における誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等の二次被害を受けた方が抱える様々な問題に対して、必要な支援が受けられるよう、県や市町村に設置している総合相談窓口、民間支援団体の窓口等の周知に努めます。	復興防災部	県ホームページにおいて、市町村の総合的対応窓口、いわて被害者支援センターの相談窓口について周知しています。	県ホームページにおいて、市町村の総合的対応窓口、いわて被害者支援センターの相談窓口について周知します。
80	インターネット上での人権侵害行為への対応として、インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については、関係機関・団体と連携・協力し、削除要請等への対応を行います。	復興防災部	県ホームページに「犯罪被害者等への理解」として、インターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について掲載しています。	引き続き、ホームページ等により二次被害防止について啓発するほか、削除要請あたっては、関係機関・団体等連携して対応します。
		警察本部	サイバーパトロールを実施し、性的画像等の違法・有害情報の削除要請の実施に努めたほか、誹謗中傷等の人権を侵害する書き込みについては、相談者の意向に沿った対応ができるよう、関係機関・団体と連携した削除申出窓口等に関する広報啓発を実施しました。	引き続き、サイバーパトロールを実施して性的画像等の違法・有害情報を発見した際の削除要請を実施していくほか、誹謗中傷等の人権を侵害する書き込みについては、相談者の意向に沿った対応ができるよう、関係機関・団体と連携した削除申出窓口等に関する広報啓発を実施します。
81	日本司法支援センター等が実施している弁護士相談制度等の情報提供を行うとともに、必要に応じ、民間支援団体で実施している弁護士相談への付添い支援につなぎます。	復興防災部	県ホームページにおいて日本司法支援センターを紹介し、弁護士相談制度等の情報提供を行っています。	引き続き、ホームページ等により弁護士相談制度を周知するとともに、相談に応じて適切に付添い支援につなげます。
		警察本部	法テラス等と連携し、必要性に応じて無料法律相談へ繋ぐほか、支援担当者による弁護士相談への付添い支援等を実施しました。	引き続き、法テラス等と連携の上、必要に応じて無料法律相談へ繋ぐほか、支援担当者による弁護士相談への付添い支援等を実施します。

施策の柱Ⅲ 損害回復・経済的支援等

1 損害賠償の請求等に関する周知

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
82	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知に努めます。	復興防災部	日本司法支援センターと新たに運用を開始した「犯罪被害者等支援弁護士制度」について情報交換会を行い、連携を図りました。	会議や研修会の機会を通じて日本司法支援センターとの連携を図り、各種取組の周知を図ります。
		警察本部	支援担当者が犯罪被害者等のニーズを把握した際には、法テラス等と連携の上、制度教示等を行いました。	引き続き、犯罪被害者等のニーズ把握に努め、法テラス等と連携の上、各種の制度教示により、犯罪被害者等の利便を図ります。
83	暴力団犯罪の被害者については、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターや岩手県民事介入暴力対策研究会とも連携し、暴力団犯罪による被害の回復を支援します。	警察本部	対象となる事件に関しては、関係機関・団体と緊密に連携して、各種支援活動を実施しました。	引き続き、関係機関・団体と連携の上、対象事件発生時における各種支援活動を実施します。
再掲 69	犯罪被害者等のための制度及び刑事手続をわかりやすく解説した「被害者の手引」等の活用、ホームページやミニ広報紙等の広報媒体を活用した損害賠償請求制度に関する早期の情報提供に努めます。	復興防災部	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図りました。	県、いわて被害者支援センターのホームページ、リーフレット等により各種制度の周知を図ります。
		警察本部	「被害者の手引」の交付、ホームページ上への掲載等により、各種制度に関する情報提供を行いました。	引き続き、「被害者の手引」、各種制度の説明資料等を有効活用し、各種制度の周知を図ります。
再掲 25	○ 県民生活センターにおいて、交通事故被害者等の損害賠償問題等に係る総合的な相談に対応します。また、この対応を通じて、公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士無料相談対応について周知します。 ○ ひき逃げや無保険車等の事故犯罪被害者等を救済する政府保障事業について周知します。	環境生活部	令和7年度は、160件（新規：101件、継続59件）の相談に対応しました。 このうち、日弁連交通事故相談センターの弁護士無料相談を紹介した相談は22件ありました。 政府保障事業については、現在、統計項目に含まれていないため、具体的な数値が出ませんが紹介実績はあります。	交通事故遭遇者からの相談に対応し、公正適切に解決するための助言・支援を行います。

2 経済的負担の軽減

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
84	○ 犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度の周知及び早期支給に努めます。 ○ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、同制度の周知に努めます。	警察本部	犯罪被害者等への制度教示、県警察ホームページ上への制度の掲載等により、各種制度の周知を図ったほか、同制度による早期支給に向け、迅速な事務手続に努めました。	引き続き、犯罪被害者への制度教示、ホームページ上への制度の掲載等により、各種制度の周知を図るとともに、早期支給のための迅速な事務手続に努めます。
85	遺族給付金や重傷病給付金、障害給付金が必要な方に確実に届くよう、犯罪被害者等給付金制度の十分な周知を図ります。 また、全国どこにいても標準的な経済的支援を受けることができるよう、災害弔慰金や災害援護資金といった先行制度を参考としつつ、国・都道府県・市町村による融合型の弔慰金制度等の確立に向けて、国や全国知事会に提案していきます。	復興防災部	全国知事会及び北海道東北地方知事会を通じ、国・都道府県・市町村それぞれの役割分担に基づき、「被害直後から犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するための支援制度を創設」するよう、国に提案しました。	引き続き、全国知事会等と連携しながら、支援制度の創設を働きかけていくとともに、国や他県の状況等を注視しながら、対応していきます。

86	犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし、特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救済基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業について情報提供します。	復興防災部	いわて被害者支援センターのホームページに、犯罪被害救済基金について掲載し、奨学金給与事業について周知しています。	相談に応じて、犯罪被害救済基金の事業について案内します。
		警察本部	該当する事案の発生はありませんでした。	犯罪被害救済基金の支援金支給事業の対象となる場合には、同基金と連携の上、支給事業の活用を図ります。
87	性犯罪・性暴力被害者の緊急避妊等に要する経費について、被害者の経済的負担の軽減が図られるよう公費負担を行うとともに、性犯罪・性暴力被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度又は県の医療費公費負担の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めます。	復興防災部	県ホームページにおいて、精神科受診を含めた医療費の公費負担について周知しました。 薬局・薬店における緊急避妊薬の購入費用についても公費負担の対象としました。	引き続き、ホームページ等を利用して公費負担制度の周知を行います。
		警察本部	確実な公費負担により、被害者の経済的負担の軽減を図ったほか、県警察ホームページ上に公費負担制度を掲載し、制度の周知に努めました。	引き続き、適正な公費負担制度の運用により、被害者の経済的負担を軽減するとともに、ホームページ等を活用して制度の周知を図ります。
88	独立行政法人自動車事故対策機構が行う自動車事故による被害者の援護のための介護料の支給や、医療施設の設置・運営による重度障がい者への援護事業について周知に努めます。	復興防災部	県ホームページにおいて、自動車事故対策機構の窓口及び事業の概要について周知しています。	引き続き、県ホームページ等において、自動車事故対策機構の窓口及び事業の概要について周知します。
		環境生活部	令和7年度は、重度後遺障がい者家族等からの相談がないため、紹介実績はありません。	必要に応じて、独立行政法人自動車事故対策機構が行う各種交通事故被害者援護事業を紹介します。
再掲 52	○ 犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内の公認心理師及び臨床心理士によるカウンセリングの活用やカウンセリング費用の公費負担制度の運用を効果的に行います。 ○ 犯罪被害者の遺体検案書料及び司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担により、経済的負担の軽減を図ります。 ○ 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費に関し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 犯罪被害者等の「診察料及び診断書料」「性犯罪被害者初診経費」について、公費負担を行います。 オ 犯罪被害者等が、再び犯罪被害を受ける恐れがある場合や従前の住居に居住することが困難な場合は、一時的に安全な場所を確保するための経費について、公費負担を行います。	警察本部	対象事件に係る公費負担について、漏れなく確実に実施し、犯罪被害者等の負担軽減を図りました。	引き続き、公費負担制度の的確・確実な運用を図り、犯罪被害者等の負担軽減を図ります。
再掲 51	犯罪被害者等の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度など、生活支援に関する制度について情報提供を行うとともに、市町村、関係機関・団体等と連携した支援に取り組みます。	保健福祉部	上半期から引き続き、全市町村を対象とした、自立相談支援機関において相談者の属性や状況に関わらず相談を受け付け、支援の実施や情報提供・他機関へのつなぎを行いました。また、支援会議の設置に向けた、調査及び促しを実施した。	自立相談支援機関における包括的な相談受付、適切な支援実施、情報提供・他機関へのつなぎに引き続き取り組みます。また、支援会議の設置を促進し更なる連携体制の強化と支援体制の強化に努めます。

再掲 17	性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及びその健康の早期回復を図るため、関係機関・団体等と連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などの総合的支援を行う「はまなすサポート」の運用により、必要な情報提供や支援の充実に努めます。	復興防災部	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復を図るため必要な支援を実施しました。	「はまなすサポート」の運用により、関係機関・団体と連携して、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復を図るため必要な支援を実施します。
		保健福祉部	支援対象者の中で一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行った。	支援対象者の中で一時保護が必要な場合は、はまなすサポートと連携して支援を行います。
		医療局	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をしました。	性犯罪・性暴力被害者に対する必要な医療の提供をします。
		警察本部	個人情報の取扱いに配慮しながら関係機関・団体と緊密に連携し、被害者の負担軽減等のための各種支援を実施しました。	引き続き、関係機関・団体と連携の上、被害者の負担軽減と早期回復に向け、被害者に寄り添った支援を推進します。
再掲 68	○ 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設の利用改善に努めます。 【保健福祉部】 ○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】 ○ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。 ○ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。 【保健福祉部】 ○ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関・団体と連携しながら情報提供を行います。 【復興防災部、警察本部】	復興防災部	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなすサポートライン」を運用しました。	引き続き、24時間体制で「はまなすサポートライン」を運用し、緊急時の事案へ対応します。
		保健福祉部	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 7 件 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援件数 2 件	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業及び困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援を行う。
		警察本部	居住場所確保や各種生活支援のため、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	適切な支援につながるよう、引き続き、関係機関連携に配慮して対応します。

3 居住の安定

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
89	○ 犯罪被害者等が県営住宅への入居を希望する場合、優先的に取り扱うとともに、募集案内等により、情報提供に努めます。 ○ 犯罪被害者等の公営住宅の入居に関して、地方公共団体が緊密に連携することについて、会議等の場を活用して周知します。 ○ 犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、岩手県居住支援協議会において、住宅セーフティネット制度を周知するとともに、居住支援法人による住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。	県土整備部	岩手県居住支援協議会において、今後の居住支援体制等に関するセミナーを開催し、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた情報提供等を行いました。 また、セミナーにおいて、行政と居住支援法人等からなるグループ単位での意見交換を行い、それぞれの目線から、県内の入居支援に関する現状や課題等について共有し、居住支援法人等の入居支援等の取組を支援しました。	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、岩手県居住支援協議会において、居住支援に関するセミナーを開催するとともに、関係団体と意見交換等を行い、居住支援法人等の入居支援等の取組を支援する。

再掲 68	○ 福祉総合相談センター及び児童相談所において、犯罪被害者等に応じて、DV被害者や児童の一時保護を行うとともに、施設的环境改善に努めます。 【保健福祉部】	復興防災部	緊急時の相談に対応するため、24時間体制で「はまなすサポートライン」を運用しました。	引き続き、24時間体制で「はまなすサポートライン」を運用し、緊急時の事案へ対応します。
	○ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。 【復興防災部、保健福祉部】	保健福祉部	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業による支援件数 7 件 困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援件数 2 件	緊急避難のための宿泊場所確保・提供事業及び困難な問題を抱える女性自立支援費補助金による支援を行う。
	○ 一時保護入所者に対し、自立した生活へつながるよう日常生活支援の充実に努めるとともに、公営住宅などの住宅確保に関する的確な情報提供を行い、居住の安定が図られるよう努めます。 ○ DV被害者等の保護・自立支援を行う民間団体が、DV被害者等が一時保護所を退所し自立しようとする場合において、当面する生活資金等を支援する事業に要する経費を補助します。【保健福祉部】 ○ 居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう、関係機関・団体と連携しながら情報提供を行います。 【復興防災部、警察本部】	警察本部	居住場所確保や各種生活支援のため、対応の初期段階から関係機関に情報共有して早期支援につなげたほか、緊急宿泊場所提供事業を活用して一時的な居住場所の確保に努めました。	適切な支援につながるよう、引き続き、関係機関連携に留意して対応します。

4 雇用の安定

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
90	事業主等に対し、労働者の均等な取扱いや適正な労働条件等について、厚生労働省が作成しているリーフレットなどを活用し、事業主が属する関係団体等を通じた周知・啓発に努めます。	商工労働観光部	厚生労働省が作成しているリーフレット等を県出先機関及び市町村役場に配架、県ホームページに掲載することで関係団体等への周知を図りました。	厚生労働省が作成しているリーフレット等を県出先機関及び市町村役場に配架、県ホームページに掲載することで関係団体等への周知を図ります。
91	○ 広域振興局等における就業相談や公共職業安定所との連携により、犯罪被害者等に対してトライアル雇用事業 や職業訓練事業を紹介するなど、制度の普及啓発に努めます。 ○ 広域振興局等に就業支援員を配置し、公共職業安定所等地域内の関係機関・団体と連携しながら、雇用・労働に関する地域課題に対応し、就業を支援します。	商工労働観光部	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応しました。	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応します。
92	県民・事業主等を対象としたセミナーの開催等を通じ、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入促進や年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり等に係る普及啓発を図ります。	商工労働観光部	厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図りました。	厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図ります。
93	防犯の取組を推進する「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」において、犯罪被害者等が置かれている現状や支援の必要性、事業者等に求められる配慮等についての理解促進を図ります。	復興防災部	協議会の広報誌「セーフティいわてあんあんだより」において、犯罪被害者等支援について掲載し、構成団体の理解増進を図りました。	総会において、構成団体による犯罪被害者等支援の取組を報告します。 引き続き、広報紙等を通じて会員の犯罪被害者等支援の理解促進を図ります。

施策の柱Ⅳ 県民の理解の増進と配慮

1 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
94	○ 民間支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている状況や県、警察、関係機関及び民間支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報・啓発活動を促進します。	復興防災部	「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催に協力し、犯罪被害者等支援に係る県民の理解促進を図りました。	いわて被害者支援センターと連携の上、「被害者支援啓発パネル展」を県庁の県民室で開催します。
	○ ホームページやSNSに犯罪被害者等支援施策を掲載し、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努めます。		「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」の会員である各業界団体を通して、企業等に対して犯罪被害者等支援活動について周知しました。	また、「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催に協力し、犯罪被害者等支援に係る県民の理解促進に努めます。
	○ 各種広報媒体を活用し、児童生徒の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努めます。【警察本部】	警察本部	県警察のホームページ上に犯罪被害者等支援施策を掲載して周知を図るとともに、被害者支援に関する県民の理解の増進に努めました。	引き続き、テレビ放送や県警察ホームページへの掲載により、各種施策の周知と、被害者支援に関する県民の理解の増進を図るほか、犯罪被害防止等に関する情報発信を行います。
95	○ 社会貢献活動に取り組む企業の理解・協力を得て、犯罪被害者等支援活動全般を啓発周知し、さらに犯罪被害への社会的認識を高めることにより、犯罪被害者等の心理的抑圧を軽減し、顕在化・事件化が進捗するとともに、犯罪等の抑止にもつながるよう努めます。【復興防災部】	保健福祉部	法務局と連携し、スポーツチームと連携・協力した人権啓発活動をスポーツ公式戦会場内や県内小中学校で実施しました。（サッカー、バレーボール） また、人権週間（12/4～12/10）に係る人権啓発活動を実施しました。	引き続き法務局と連携してラジオ番組の制作・放送による人権啓発活動及びスポーツチームと連携・協力した人権啓発活動を実施し、県民に対する人権啓発を推進します。
96	地域において高次脳機能障がい者の支援が円滑に実施されるよう、高次脳機能障がい者や家族に対する相談支援の取組を推進し、相談・支援体制の構築を進めます。また、広く県民に対し、正しい理解を深めるための啓発を実施するとともに、保健所や市町村、相談支援事業所をはじめとした保健・福祉・医療関係機関の職員等への啓発と研修による支援技術の向上に努めます。	保健福祉部	○相談支援拠点の設置 ・県の支援拠点1箇所（（財）いわてリハビリテーションセンターへ委託） ・地域の支援拠点8箇所 ○研修会の実施 ・医師及びコメディカル対象研修会 ・地域の支援対象者研修会 ○普及啓発の実施 ・県主催の各種会議や研修会等において高次脳機能障がいや支援制度に関する普及啓発を実施	○高次脳機能障害者支援センターの指定・運営（年度内） ・相談支援及び情報提供等 ・支援コーディネーターの配置 ・当事者やその家族その他関係者への相談支援 適切な指導・助言・情報提供 ・専門的な支援等 ・相談支援、診断・評価、適切なリハビリテーション及び福祉サービスの提供等 ・関係機関及び民間団体等との連絡・調整 ・研修の実施等 ・支援手法等に関する研修 ・普及・啓発 ・地域住民、関係機関等への普及・啓発活動 ○高次脳機能障害者支援地域競技会の設置（年度内）

97	○ 性犯罪・性暴力被害者、犯罪被害に遭った児童及び障がい者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努めます。 ○ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう関係部局で連携するとともに、誹謗中傷を行わないための広報啓発活動を強化します。 【復興防災部、警察本部】	復興防災部	「はまなすサポート」について、県ホームページやリーフレットにより広く周知し、その理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めました。 県ホームページに「犯罪被害者等への理解」として、インターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について掲載しています。	「はまなすサポート」について、県ホームページやリーフレットにより広く周知し、その理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めます。 引き続き、県ホームページ等により、誹謗中傷を行わないための広報啓発に努めます。
		保健福祉部	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施 ・県民室等における啓発パネル等の展示 ・商業施設等における啓発グッズの配布 ・県音楽隊の協力によるミニコンサート ・運動のシンボルカラーによるライトアップ（アイーナ） ・県の広報媒体等を活用した広報啓発	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施予定 ・県民室等における啓発パネル等の展示 ・商業施設等における啓発グッズの配布 ・県音楽隊の協力によるミニコンサート ・運動のシンボルカラーによるライトアップ（アイーナ） ・県の広報媒体等を活用した広報啓発
		警察本部	岩手県警のホームページ上に、誹謗中傷に関する書き込みをされた場合の対応について掲示したほか、警察以外の相談窓口についても案内しました。 誹謗中傷に関する相談を受理した際に適切な対応を行うため、各警察署の相談員等研修会において、対応方法の教養を実施しました。	引き続き、岩手県警のホームページ上に、誹謗中傷に関する書き込みをされた場合の対応について掲示していくほか、警察以外の相談窓口についても案内します。 また、誹謗中傷に関する相談を受理した際に適切な対応を行うため、相談員等研修会において、対応方法の教養を実施します。
再掲90	事業主等に対し、労働者の均等な取扱いや適正な労働条件等について、厚生労働省が作成しているリーフレットなどを活用し、事業主が属する関係団体等を通じた周知・啓発に努めます。	商工労働観光部	厚生労働省が作成しているリーフレット等を県出先機関及び市町村役場に配架、県ホームページに掲載することで関係団体等への周知を図りました。	厚生労働省が作成しているリーフレット等を県出先機関及び市町村役場に配架、県ホームページに掲載することで関係団体等への周知を図ります。
再掲91	○ 広域振興局等における就業相談や公共職業安定所との連携により、犯罪被害者等に対してトライアル雇用事業や職業訓練事業を紹介するなど、制度の普及啓発に努めます。 ○ 広域振興局等に就業支援員を配置し、公共職業安定所等地域内の関係機関・団体と連携しながら、雇用・労働に関する地域課題に対応し、就業を支援します。	商工労働観光部	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応しました。	広域振興局等において、関係機関・団体と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応します。
再掲92	県民・事業主等を対象としたセミナーの開催等を通じ、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入促進や年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり等に係る普及啓発を図ります。	商工労働観光部	厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図りました。	厚生労働省が作成しているリーフレットの配架や県ホームページに働きやすい職場環境づくりに関するセミナー情報等を掲載し普及啓発を図ります。
再掲33	民間支援団体が企画するシンポジウムや講演会に共催・後援をするほか、シンポジウム等の開催について、ホームページやSNSなどの広報媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、活動を支援します。	復興防災部	いわて被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催に協力し、各種広報媒体を活用して広く周知を図りました。	県庁舎において、「犯罪被害者支援啓発パネル展」を開催します。（11月開催予定） 「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催に協力し、各種広報媒体を活用して広く周知を図ります。
		警察本部	同センターが主催する「県民のつどい」に関し、各種広報を実施して周知を図るなど、開催を支援しました。	引き続き、「県民のつどい」に関して、県内各警察署でのポスター掲示、SNSを利用した広報等を実施し、開催を支援します。

再掲 93	防犯の取組を推進する「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」において、犯罪被害者等が置かれている現状や支援の必要性、事業者等に求められる配慮等についての理解促進を図ります。	復興防災部	協議会の広報誌「セーフティいわてあんあんだより」において、犯罪被害者等支援について掲載し、構成団体の理解増進を図りました。	総会において、構成団体による犯罪被害者等支援の取組を報告します。 引き続き、広報紙等を通じて会員の犯罪被害者等支援の理解促進を図ります。
98	若年層が、暴力をはじめとする犯罪等の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、若年層に対する予防啓発の取組を推進します。	復興防災部	小学生、中学生向けのカード型リーフレットを作成、配布し、若年層に対して性犯罪・性暴力被害の予防啓発を行いました。	小学生、中学生向けのカード型リーフレットを活用し、若年層に対して性犯罪・性暴力被害の予防啓発を行います。
99	岩手県人権教育基本方針（平成26年3月）に基づき、学校教育指導指針に人権教育の充実を位置付け、人権教育研究推進事業により、研究指定を行い、その成果を各学校に還元するなど、人権が尊重される学校・学級・授業づくりを支援します。	教育委員会	県教育研究発表会において人権教育特設部会を設置し、野田村立野田中学校の研究実践の成果発表を通して、教職員の資質向上を図った。	人権教育啓発リーフレットを作成し、各学校に配付・周知することを通して、人権が尊重される学校・学級・授業づくりを支援する。
100	警察などの関係機関や地域社会、家庭と連携して、非行防止教室や交通安全教室等の開催を通じ、児童生徒の規範意識や犯罪被害者等の心情に関する理解の醸成に努めます。	教育委員会	【学校教育室】 「冬季休業中、学年末・学年始休業中における児童生徒の指導の充実について」を各市町村教育委員会や各県立学校へ送付し、児童生徒の規範意識の醸成を図りました。 【保健体育課】 学校安全の講義（小・中・高・特支2年目研、養護教諭5年目研）でいのちの安全教育等について周知を図りました。	【学校教育課】 「長期休業中における児童生徒の指導の充実について」を各市町村教育委員会や各県立学校へ送付し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。 【保健体育課】 ・学校安全担当者研修会において犯罪被害者支援の理解等について講義を実施します。 ・学校安全の講義（小・中・高・特支2年目研、養護教諭5年目研、養護教諭スキルアップ研）でいのちの安全教育等について周知を図ります。
101	犯罪被害者等が体験を直接講演する「いのちの尊さ、大切さ教室」を開催し、県民に犯罪被害の実態や命の大切さへの理解を深めてもらうことにより、地域社会における犯罪被害者等支援の気運を醸成していきます。	復興防災部	警察本部が実施する「いのちの尊さ、大切さ教室」に協力し、地域社会における犯罪被害者等支援の気運を醸成しました。	警察本部が実施する「いのちの尊さ、大切さ教室」に協力し、地域社会における犯罪被害者等支援の気運を醸成します。
		教育委員会	岩手県警察本部と連携し、県内の小・中学校、高等学校、大学及び一般団体を対象に、「いのちの尊さ、大切さ教室」の開催しました。	岩手県警察本部と連携し、県内の小・中学校、高等学校、大学及び一般団体を対象に、「いのちの尊さ、大切さ教室」の開催していきます。
		警察本部	県内の学校等において、「いのちの尊さ、大切さ教室」を開催し、犯罪被害の実態や命の大切さについて理解を深め、犯罪被害者を支える社会的気運の醸成を図りました。	引き続き、県内の学校等で「いのちの尊さ、大切さ教室」を開催し、犯罪被害者を支える社会的気運を醸成するとともに、規範意識の向上を図り、安全で安心なまちづくりを目指します。

102	「生徒指導提要（令和4年12月）」や「生徒指導リーフ」シリーズ（平成24年4月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター作成）を各学校へ紹介し、生徒指導の一層の充実を図るとともに、家庭や地域社会等と連携して、児童生徒の規範意識の醸成に努めます。 また、全公立学校における「心とからだの健康観察」の取組の一環として、「こころのサポート授業」を実施し、心の健康に関する教育、SOSの出し方、受け止め方に関する教育を行います。	教育委員会	・「生徒指導提要（令和4年12月）」や「生徒指導リーフ」シリーズ（平成24年4月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター作成）を各種研修会等で取り上げ、生徒指導の一層の充実を図りました。 ・全公立学校において、「こころのサポート授業」を実施し、心の健康に関する教育、SOSの出し方、受け止め方に関する教育を行いました。	・「生徒指導提要（令和4年12月）」や「生徒指導リーフ」シリーズ（平成24年4月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター作成）を各種研修会等で取り上げ、生徒指導の一層の充実を図っていきます。 ・全公立学校において、「こころのサポート授業」を実施し、心の健康に関する教育、SOSの出し方、受け止め方に関する教育を行っていきます。
103	「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改定 文部科学省）及び「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月 文部科学省）を、市町村教育委員会及び学校に送付するとともに、各種研修会や会議等で紹介することにより、その活用を促し、学校における早期発見と適切な対応に係る理解促進に努めます。	教育委員会	「児童虐待防止推進月間」に係る通知を市町村教育委員会及び学校に送付し、学校における早期発見と適切な理解足を図りました。	「児童虐待防止推進月間」に係る通知を市町村教育委員会及び学校に送付し、学校における早期発見と適切な理解足を図っていきます。
104	家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム（まなびネットいわて）に掲載し、普及啓発を図るとともに、市町村の家庭教育担当者等を対象とした研修会を開催し、家庭教育支援の充実に努めます。	教育委員会	・家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム（まなびネットいわて）に随時掲載するとともに、子育てや家庭教育に役立つ「すこやかマガジン」を定期配信しました。 ・家庭教育に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミナー等を実施し、家庭教育や子育て支援に関する資質向上やネットワークづくりに取り組みました。	・家庭教育に関する情報を岩手県生涯学習情報提供システム（まなびネットいわて）に掲載するとともに、市町村の家庭教育担当者に携わる方を対象に、子育て・家庭教育セミナー等を実施し、家庭教育や子育て支援に関する資質向上やネットワークづくりに取り組みます。
105	児童生徒や若者を性犯罪・性暴力の当事者にしないための「生命（命）の安全教育」の教材（令和3年4月 文部科学省）を各公立学校に資料送付し、その教材や指導の手引き等を活用して児童生徒に指導するよう促すことで、学校における指導の充実を図ります。	教育委員会	・「生命（命）の安全教育」の教材（令和3年4月 文部科学省）について、その教材や指導の手引き等の活用を促し、学校における指導の充実を図りました。	・「生命（命）の安全教育」の教材（令和3年4月 文部科学省）について、その教材や指導の手引き等の活用を促し、学校における指導の充実を図ります。
106	「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせて、市町村や関係団体等と連携し、犯罪被害者等への理解と支援に係る啓発事業を開催するとともに支援に必要な情報提供を行うなど普及啓発を行います。	復興防災部	犯罪被害者週間（月間）に合わせて、県ホームページ等の広報媒体により犯罪被害者等支援に係る普及啓発を行いました。 市町村に対して、月間中の広報活動等について働きかけを行いました。	犯罪被害者週間（月間）に合わせて、県ホームページ等の広報媒体により犯罪被害者等支援に係る普及啓発を行います。
		警察本部	犯罪被害者週間に合わせて、いわて被害者支援センターと協同による県警音楽隊のミニコンサートを開催したほか、各警察署においても広報啓発等を実施し、犯罪被害者等への理解の増進に努めました。	11月中の犯罪被害者月間に合わせ、集中的な各種広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等への理解増進に努めます。
107	○ 「児童虐待防止推進月間（11月）」、「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」、「人権週間（12月4日～10日）」等、関連する啓発期間において、犯罪被害者等を支えるための広報啓発を行います。 【復興防災部、保健福祉部】 ○ 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配慮した啓発事業の展開や、交通事故相談機関等における被害者救済対策の周知に努めます。 【復興防災部、環境生活部】	復興防災部	各種運動期間と連動し、県ホームページ等の広報媒体により犯罪被害者等支援に係る普及啓発を行いました。 いわて被害者支援センターと連携して交通事故被害者を含むパネル展を開催し、交通事故被害者の視点に配慮した啓発事業を展開しました。	各種運動期間と連動し、県ホームページ等の広報媒体により犯罪被害者等支援に係る普及啓発を行いました。 いわて被害者支援センターと連携して交通事故被害者を含むパネル展を開催し、交通事故被害者の支店に配慮した啓発事業を展開します。
		環境生活部	広聴広報課実施の広報のほか、市町村広報紙への掲載により、当センターの交通事故相談窓口を周知しました。	岩手県において死亡事故多発中であることに鑑み、通常時よりも交通事故の発生が見込まれる時期に、広聴広報課実施の広報や市町村広報誌の掲載により、当センターの交通事故相談窓口を周知します。
		保健福祉部	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施 ・県民室等における啓発パネル等の展示 ・商業施設等における啓発グッズの配布 ・県警音楽隊の協力によるミニコンサート ・運動のシンボルカラーによるライトアップ（アイーナ） ・県の広報媒体等を活用した広報啓発	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施予定 ・県民室等における啓発パネル等の展示 ・商業施設等における啓発グッズの配布 ・県警音楽隊の協力によるミニコンサート ・運動のシンボルカラーによるライトアップ（アイーナ） ・県の広報媒体等を活用した広報啓発

108	運転免許の取得時等、各種講習会において、交通事故被害者等の体験等を含むビデオ、手記などを活用し、県民理解の増進に努めます。	警察本部	高齢者講習や自動車教習所講習指導員に対する講習等において、交通事故被害者遺族のDVDの視聴を行い、県民の理解に努めました。	引き続き、高齢者講習、自動車教習所講習指導員に対する講習等において交通事故被害者遺族のDVDの視聴を行い、県民の理解に努めます。
109	県民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図ります。	警察本部	毎月末、県警ホームページに「交通死亡事故情報」として、類型別、年代別等の分析結果や事故概要について掲載し、死亡事故の実態、対策について広報を実施しました。	引き続き、各種メディアを通じて、交通事故発生状況に関する分析結果や、分析に基づいた対策に関する情報発信に努めます。

2 二次被害の防止に関する広報・啓発

No	具体的施策	担当部局	R7年度下半期取組結果	R8年度取組予定
110	「犯罪被害者支援県民のつどい」、出前講座や各種研修等の機会を通じて、インターネット上の誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害とその防止の必要性について周知を図るとともに、県ホームページやSNS等の広報媒体を活用し、県民の理解増進に努めます。	復興防災部	研修会の機会を通じて二次被害防止について周知しました。 県ホームページに「犯罪被害者等への理解」として、インターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について掲載しています。	研修会等の機会を通じて、インターネット上の誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等による二次被害とその防止の必要性について周知を図ります。
再掲 97	○ 性犯罪・性暴力被害者、犯罪被害に遭った児童及び障がい者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況を広く周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努めます。 ○ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう関係部局で連携するとともに、誹謗中傷を行わないための広報啓発活動を強化します。 【復興防災部、警察本部】	復興防災部	「はまなすサポート」について、県ホームページやリーフレットにより広く周知し、その理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めました。 県ホームページに「犯罪被害者等への理解」として、インターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止防止について掲載しています。	「はまなすサポート」について、県ホームページやリーフレットにより広く周知し、その理解増進と社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めます。 引き続き、県ホームページ等により、誹謗中傷を行わないための広報啓発に努めます。
		保健福祉部	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施 ・県民室等における啓発パネル等の展示 ・商業施設等における啓発グッズの配布 ・県警音楽隊の協力によるミニコンサート ・運動のシンボルカラーによるライトアップ（アイーナ） ・県の広報媒体等を活用した広報啓発	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」及び「女性に対する暴力をなくす運動」として、11月に以下の取組を県庁及び各振興局等で実施予定 ・県民室等における啓発パネル等の展示 ・商業施設等における啓発グッズの配布 ・県警音楽隊の協力によるミニコンサート ・運動のシンボルカラーによるライトアップ（アイーナ） ・県の広報媒体等を活用した広報啓発
		警察本部	岩手県警のホームページ上に、誹謗中傷に関する書き込みをされた場合の対応について掲示したほか、警察以外の相談窓口についても案内しました。 誹謗中傷に関する相談を受理した際に適切な対応を行うため、各警察署の相談員等研修会において、対応方法の教養を実施しました。	引き続き、岩手県警のホームページ上に、誹謗中傷に関する書き込みをされた場合の対応について掲示していくほか、警察以外の相談窓口についても案内します。 また、誹謗中傷に関する相談を受理した際に適切な対応を行うため、相談員等研修会において、対応方法の教養を実施します。
再掲 41	○ 被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応できるよう指導助言を行います。 ○ 24時間対応する「24時間子供SOSダイヤル」、SNSによる相談・通報窓口や県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。 ○ 学習指導要領に基づく情報モラル教育が着実に実施されるよう指導するとともに、情報モラル教育に関する研修の充実に努めなど、教職員の資質向上と意識の高揚に努めます。 また、情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布するなど、児童生徒の啓発に取り組みます。 ○ 人権教育に係る研修会の実施などにより、教職員の資質向上を図り、児童生徒の人権意識教育の充実に努めます。	教育委員会	【SC,SSW】 各教育事務所において、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の相談等に対応できる体制を整えました。 【相談】 県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会ード」を配付しました。 【情報モラル】 情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布しました。（全12回） 【人権教育】 教科で取り組む人権教育研修会を実施し、教職員の資質向上を図りました。	【SC,SSW】 各教育事務所において、指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、各域内の相談等に対応できる体制を整えます。 【相談】 県内すべての児童生徒に対し、「学校以外の相談窓口紹介会ード」を配付します。 【情報モラル】 情報モラルに係る児童生徒向け指導資料を作成し、県内の公立学校の児童生徒向けに配布します。（全12回） 【人権教育】 教科で取り組む人権教育研修会を実施し、教職員の資質向上を図ります。

再 掲 36	○ 犯罪被害者等に対する理解、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援施策の推進に資するため、県の関連部局担当職員等に対する研修会を実施します。 また、性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関・団体及び協力医療機関である「はまなすサポーター」に対し、理解促進と資質向上のための研修会を実施します。【復興防災部】 ○ 交通事故の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための研修に参加するなど、関係職員による適切な対応の充実に努めます。【復興防災部、警察本部】 ○ 市町村の担当者を対象に、児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護及び支援や女性支援事業についての研修を実施し、担当者の資質の向上に努めます。【復興防災部、保健福祉部】	保健福祉部	DV相談担当職員専門研修 1回 女性支援事業啓発セミナー 1回	困難女性支援担当者研修会 1回 DV相談担当職員専門研修 1回 女性支援事業啓発セミナー 1回 児童福祉施設等職員向け児童虐待対応研修 1回 要保護児童対策地域協議会調整担当者（市町村職員）研修 1回 医療従事者向け児童虐待対応研修 1回 歯科医療従事者向け児童虐待対応研修 3回
	○ 相談員等が被害者の立場を十分に理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施します。 また、被害者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談員に対する専門研修を継続実施し、資質の向上を図ります。【保健福祉部】	復興防災部	県の担当部局担当者を対象とした連絡会議及び「はまなすサポート研修会」等を開催し、県の関連部局担当職員や性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関、市町村担当者の理解促進と資質向上を図りました。	犯罪被害者等支援担当者研修会、はまなすサポート研修会の開催を通じ、県の関連部局担当職員や性犯罪・性暴力被害者支援の関係機関、市町村担当者の理解促進と資質向上を図ります。
	○ 民生委員・児童委員が犯罪被害者等に適切に対応できるように、犯罪被害者等に関する理解や守秘義務の遵守等についての研修を実施し、その資質の向上に努めます。【保健福祉部】 ○ 虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を目的とした研修の充実に努めます。【保健福祉部】 ○ 採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実に努め、職員の対応の改善を進めるとともに、二次被害の防止に努めます。【警察本部】 ○ 配偶者等からの暴力事案等に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行います。【警察本部】 ○ 被害に遭った児童生徒の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員、支援担当者等に対し、講習・研修等により、支援の知識及び心情に配慮した聴取技能の向上を図ります。【警察本部】	警察本部	昇任者や専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して専門教養を実施しました。 また、各警察署に対して適時、教養資料を发出したほか、少年補導職員に対する専門教養等を実施し、対応能力の向上や二次的被害の防止に努めました。	引き続き、各警察署に対して適時、教養資料を发出するほか、各警察署の担当者や少年補導職員に対する専門教養等を実施し、対応能力の向上や二次的被害の防止に努めます。
再 掲 29	市町村担当者を対象とし、犯罪被害者等支援に関する情報提供のほか、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害が生じることのないよう十分配慮した対応等に関する研修を実施し、担当者の資質向上を図ります。 また、事例検討会やロールプレイング方式による演習等の実践的なプログラムの実施、ブロック別の開催など、効果的な研修内容や実施方法を導入し、研修の充実に努めます。	復興防災部	警察庁の地方公共団体アドバイザーを招いて、支援調整会議のデモンストラレーションやシミュレーション訓練を実施しました。 「はまなすサポート研修会」では、グループワークを行いながら被害者等への対応方法や二次被害防止について理解を深めました。	引き続き、実践的な内容の研修会を開催に配慮し、担当者の資質向上に努めます。
		警察本部	ネットワーク会議や条例勉強会等の機会において、警察の立場から見た多機関連携の重要性や、市町村条例の必要性等について説明し、理解の浸透を図りました。	引き続き、各種会議等の機会において、市町村担当者の理解浸透のための研修等を実施するなど、研修内容の充実に努めます。
再 掲 38	「指定被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。	警察本部	機会あるごとの指導教養により、支援要員に指定される職員の知識・技能の向上を図るとともに、犯罪被害者等に寄り添った適切な支援活動を実施しました。	引き続き、機会あるごとの指導教養により、被害者支援に係る知識・技能の向上を図るとともに、支援要員の的確な運用により、犯罪被害者に寄り添った支援を実施します。